

## 平成27年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの【第1四半期】

(独立行政法人名：国立高等専門学校機構)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
後納郵便料	函館工業高等専門学校 契約担当 役 事務部長 今田 敏文 北海道 函館市戸倉町14番1号	平成26年4月1日	郵便事業株式会社	その他特定の者以外では契約の目的を達成することができないとき(契約事務取扱規則第10条八号)に該当するため。	非公表	3,717,769	—	—	郵便に関する料金であって、当該業務を提供できる者が一に限られるため。	9	
電気料	函館工業高等専門学校 契約担当 役 事務部長 今田 敏文 北海道 函館市戸倉町14番1号	平成26年4月1日	北海道電力株式会社	現に契約履行中の工事、製造又は物件の買入れに直接関連する契約を現に履行中の契約者以外の者に履行させることが不利であるとき(契約事務取扱規則第12条一号)に該当するため。	非公表	21,002,002	—	—	競争調達を実施することにより、長期継続契約が解除され、契約額の増加が見込まれるため。	14	
水道・下水道料	函館工業高等専門学校 契約担当 役 事務部長 今田 敏文 北海道 函館市戸倉町14番1号	平成26年4月1日	函館市	その他特定の者以外では契約の目的を達成することができないとき(契約事務取扱規則第10条八号)に該当するため。	非公表	4,877,573	—	—	水の供給を受けるもので提供を行う業者が一に限られるため。	8	
ガス料	函館工業高等専門学校 契約担当 役 事務部長 今田 敏文 北海道 函館市戸倉町14番1号	平成26年4月1日	北海道ガス株式会社	その他特定の者以外では契約の目的を達成することができないとき(契約事務取扱規則第10条八号)に該当するため。	非公表	4,646,960	—	—	ガスの供給を受けるもので提供を行う業者が一に限られるため。	8	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
電話料	函館工業高等専門学校 契約担当役 事務部長 今田 敏文 北海道函館市戸倉町14番1号	平成26年4月1日	東日本電信電話株式会社北海道支店	その他特定の者以外では契約の目的を達成することができないとき(契約事務取扱規則第10条八号)に該当するため。	非公表	1,484,726	—	—	電話に係る役務について供給をうけるものであって、長期継続契約を行っており、かつ需要に適合した供給を行える事業者が一に限られるため。	8	
大口ガス需給契約	苫小牧工業高等専門学校 契約担当役 事務部長 佐藤 道之 北海道苫小牧市字錦岡443番地	平成26年4月1日	苫小牧ガス株式会社	その他特定の者以外では契約の目的を達成することができないとき(契約事務取扱規則第10条八号)に該当するため。	非公表	33,957,796	—	—	ガスの供給を受けるもので提供を行う事業者が一に限られるため。	8	
郵便料	苫小牧工業高等専門学校 契約担当役 事務部長 佐藤 道之 北海道苫小牧市字錦岡443番地	平成26年4月1日	郵便事業株式会社	その他特定の者以外では契約の目的を達成することができないとき(契約事務取扱規則第10条八号)に該当するため。	非公表	2,739,738	—	—	郵便に関する料金であって、当該業務を提供できる者が一に限られるため。	9	
電気料	苫小牧工業高等専門学校 契約担当役 事務部長 佐藤 道之 北海道苫小牧市字錦岡443番地	平成26年4月1日	北海道電力株式会社苫小牧支店	現に契約履行中の工事、製造又は物件の買入れに直接関連する契約を現に履行中の契約者以外の者に履行させることが不利であるとき(契約事務取扱規則第12条一号)に該当するため。	非公表	26,763,400	—	—	競争調達を実施することにより、長期継続契約が解除され、契約額の増加が見込まれるため。	14	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
上下水道料	苫小牧工業高等専門学校 契約担当役 事務部長 佐藤 道之 北海道苫小牧市宇錦岡443番地	平成26年4月1日	苫小牧市	その他特定の者以外では契約の目的を達成することができないとき(契約事務取扱規則第10条八号)に該当するため。	非公表	3,869,656	—	—	水の供給を受けるもので提供を行う業者が一に限られるため。	8	
電話料	苫小牧工業高等専門学校 契約担当役 事務部長 佐藤 道之 北海道苫小牧市宇錦岡443番地	平成26年4月1日	NTT東日本株式会社	その他特定の者以外では契約の目的を達成することができないとき(契約事務取扱規則第10条八号)に該当するため。	非公表	1,392,150	—	—	電話に係る役務について供給をうけるものであって、長期継続契約を行っており、かつ需要に適合した供給を行える事業者が一に限られるため。	8	
後納郵便料	釧路工業高等専門学校 契約担当役 事務部長 村上 力夫 北海道釧路市大楽毛西2丁目32番1号	平成26年4月1日	郵便事業株式会社	その他特定の者以外では契約の目的を達成することができないとき(契約事務取扱規則第10条八号)に該当するため。	非公表	3,929,637	—	—	郵便に関する料金であって、当該業務を提供できる者が一に限られるため。	9	
水道料	釧路工業高等専門学校 契約担当役 事務部長 村上 力夫 北海道釧路市大楽毛西2丁目32番1号	平成26年4月1日	釧路市上下水道部	その他特定の者以外では契約の目的を達成することができないとき(契約事務取扱規則第10条八号)に該当するため。	非公表	5,954,340	—	—	水の供給を受けるもので提供を行う業者が一に限られるため。	8	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
ガス料	釧路工業高等専門学校 契約担当 役 事務部長 村上 力夫 北海道 釧路市大楽毛西2丁目32番1号	平成26年4月1日	釧路ガス株式会社	その他特定の者以外では契約の目的を達成することができないとき(契約事務取扱規則第10条八号)に該当するため。	非公表	33,233,293	—	—	ガスの供給を受けるもので提供を行う業者が一に限られるため。	8	
電気料	釧路工業高等専門学校 契約担当 役 事務部長 村上 力夫 北海道 釧路市大楽毛西2丁目32番1号	平成26年4月1日	北海道電力株式会社釧路支店	現に契約履行中の工事、製造又は物件の買入れに直接関連する契約を現に履行中の契約者以外の者に履行させることが不利であるとき(契約事務取扱規則第12条一号)に該当するため。	非公表	24,153,857	—	—	競争調達を実施することにより、長期継続契約が解除され、契約額の増加が見込まれるため。	14	
電話料	釧路工業高等専門学校 契約担当 役 事務部長 村上 力夫 北海道 釧路市大楽毛西2丁目32番1号	平成26年4月1日	東日本電信電話株式会社北海道支店	その他特定の者以外では契約の目的を達成することができないとき(契約事務取扱規則第10条八号)に該当するため。	非公表	1,412,874	—	—	電話に係る役務について供給をうけるものであって、長期継続契約を行っており、かつ需要に適合した供給を行える事業者が一に限られるため。	8	
電気料	旭川工業高等専門学校 契約担当 役 事務部長 小山 幸弘 北海道 旭川市春光台2条2丁目1番6号	平成26年4月1日	北海道電力株式会社	現に契約履行中の工事、製造又は物件の買入れに直接関連する契約を現に履行中の契約者以外の者に履行させることが不利であるとき(契約事務取扱規則第12条一号)に該当するため。	非公表	17,624,454	—	—	競争調達を実施することにより、長期継続契約が解除され、契約額の増加が見込まれるため。	14	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
水道料	旭川工業高等専門学校 契約担当 役 事務部長 小山 幸弘 北海道 旭川市春光台2条2丁目1番6号	平成26年4月1日	旭川市水道局	その他特定の者以外では契約の目的を達成することができないとき(契約事務取扱規則第10条八号)に該当するため。	非公表	2,789,781	—	—	水の供給を受けるもので提供を行う業者が一に限られるため。	8	
ガス料	旭川工業高等専門学校 契約担当 役 事務部長 小山 幸弘 北海道 旭川市春光台2条2丁目1番6号	平成26年4月1日	旭川ガス株式会社	その他特定の者以外では契約の目的を達成することができないとき(契約事務取扱規則第10条八号)に該当するため。	非公表	28,743,039	—	—	ガスの供給を受けるもので提供を行う業者が一に限られるため。	8	
電話料	旭川工業高等専門学校 契約担当 役 事務部長 小山 幸弘 北海道 旭川市春光台2条2丁目1番6号	平成26年4月1日	東日本電信電話株式会社北海道支店	その他特定の者以外では契約の目的を達成することができないとき(契約事務取扱規則第10条八号)に該当するため。	非公表	1,215,885	—	—	電話に係る役務について供給をうけるものであって、長期継続契約を行っており、かつ需要に適合した供給を行える事業者が一に限られるため。	8	
後納郵便料	旭川工業高等専門学校 契約担当 役 事務部長 小山 幸弘 北海道 旭川市春光台2条2丁目1番6号	平成26年4月1日	郵便事業株式会社	その他特定の者以外では契約の目的を達成することができないとき(契約事務取扱規則第10条八号)に該当するため。	非公表	2,339,100	—	—	郵便に関する料金であって、当該業務を提供できる業者が一に限られるため。	9	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
電力料	八戸工業高等専門学校 契約担当 役 事務部長 佃 雅之 青森県八戸市田面木字上野平16-1	平成26年4月1日	東北電力株式会社 八戸営業所	現に契約履行中の工事、製造又は物件の買入れに直接関連する契約を現に履行中の契約者以外の者に履行させることが不利であるとき(契約事務取扱規則第12条一号)に該当するため。	非公表	29,186,270	—	—	競争調達を実施することにより、長期継続契約が解除され、契約額の増加が見込まれるため。	14	
水道料	八戸工業高等専門学校 契約担当 役 事務部長 佃 雅之 青森県八戸市田面木字上野平16-1	平成26年4月1日	八戸圏域水道企業団	その他特定の者以外では契約の目的を達成することができないとき(契約事務取扱規則第10条八号)に該当するため。	非公表	5,181,833	—	—	水の供給を受けるもので提供を行う業者が一に限られるため。	8	
後納郵便料	八戸工業高等専門学校 契約担当 役 事務部長 佃 雅之 青森県八戸市田面木字上野平16-1	平成26年4月1日	日本郵便株式会社 八戸西支店	その他特定の者以外では契約の目的を達成することができないとき(契約事務取扱規則第10条八号)に該当するため。	非公表	2,917,150	—	—	郵便に関する料金であって、当該業務を提供できる者が一に限られるため。	9	
電気料	一関工業高等専門学校 契約担当 役 事務部長 竹原 克郎 岩手県一関市萩荘字高梨	平成26年4月1日	東北電力株式会社 一関営業所	現に契約履行中の工事、製造又は物件の買入れに直接関連する契約を現に履行中の契約者以外の者に履行させることが不利であるとき(契約事務取扱規則第12条一号)に該当するため。	非公表	27,103,860	—	—	競争調達を実施することにより、長期継続契約が解除され、契約額の増加が見込まれるため。	14	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
水道料	一関工業高等専門学校 契約担当 役 事務部長 竹原 克郎 岩手県一関市萩荘字高梨	平成26年4月1日	一関市	その他特定の者以外では契約の目的を達成することができないとき(契約事務取扱規則第10条八号)に該当するため。	非公表	4,279,407	—	—	水の供給を受けるもので提供を行う業者が一に限られるため。	8	
後納郵便料	一関工業高等専門学校 契約担当 役 事務部長 竹原 克郎 岩手県一関市萩荘字高梨	平成26年4月1日	郵便事業株式会社一関支店	その他特定の者以外では契約の目的を達成することができないとき(契約事務取扱規則第10条八号)に該当するため。	非公表	2,048,239	—	—	郵便に関する料金であって、当該業務を提供できる者が一に限られるため。	9	
不動産売買契約(学校用地取得)	一関工業高等専門学校 契約担当 役 事務部長 竹原 克郎 岩手県一関市萩荘字高梨	平成26年5月1日	岩手県知事	その他特定の者以外では契約の目的を達成することができないとき(契約事務取扱規則第10条八号)に該当するため。	非公表	60,414,653	—	—	学校用地に係る賃貸借契約であり、当該物件を所有する者が岩手県であるため。	5	
不動産賃貸借契約	一関工業高等専門学校 契約担当 役 事務部長 竹原 克郎 岩手県一関市萩荘字高梨	平成26年4月1日	岩手県知事	その他特定の者以外では契約の目的を達成することができないとき(契約事務取扱規則第10条八号)に該当するため。	非公表	1,222,648	—	—	学校用地に係る賃貸借契約であり、当該物件を所有する者が岩手県であるため。	5	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
ガス料(名取キャンパス)	仙台高等専門学校 契約担当役 事務部長 根本直之 宮城県仙台市青葉区愛子中央4丁目16番1号	平成26年4月1日	仙台市ガス局	その他特定の者以外では契約の目的を達成することができないとき(契約事務取扱規則第10条八号)に該当するため。	非公表	11,493,495	—	—	ガスの供給を受けるもので提供を行う業者が一に限られるため。	8	
下水道料(名取キャンパス)	仙台高等専門学校 契約担当役 事務部長 根本直之 宮城県仙台市青葉区愛子中央4丁目16番1号	平成26年4月1日	名取市	その他特定の者以外では契約の目的を達成することができないとき(契約事務取扱規則第10条八号)に該当するため。	非公表	1,394,862	—	—	水の供給を受けるもので提供を行う業者が一に限られるため。	8	
水道料(広瀬キャンパス)	仙台高等専門学校 契約担当役 事務部長 根本直之 宮城県仙台市青葉区愛子中央4丁目16番1号	平成26年4月1日	仙台市水道局	その他特定の者以外では契約の目的を達成することができないとき(契約事務取扱規則第10条八号)に該当するため。	非公表	3,680,489	—	—	水の供給を受けるもので提供を行う業者が一に限られるため。	8	
電気料(広瀬キャンパス)	仙台高等専門学校 契約担当役 事務部長 根本直之 宮城県仙台市青葉区愛子中央4丁目16番1号	平成26年4月1日	東北電力株式会社	現に契約履行中の工事、製造又は物件の買入れに直接関連する契約を現に履行中の契約者以外の者に履行させることが不利であるとき(契約事務取扱規則第12条一号)に該当するため。	非公表	27,583,723	—	—	競争調達を実施することにより、長期継続契約が解除され、契約額の増加が見込まれるため。	14	



契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
電気料(名取キャンパス)	仙台高等専門学校 契約担当役事務部長 根本直之 宮城県仙台市青葉区愛子中央4丁目16番1号	平成26年4月1日	東北電力株式会社 岩沼営業所	現に契約履行中の工事、製造又は物件の買入れに直接関連する契約を現に履行中の契約者以外の者に履行させることが不利であるとき(契約事務取扱規則第12条一号)に該当するため。	非公表	35,418,618	—	—	競争調達を実施することにより、長期継続契約が解除され、契約額の増加が見込まれるため。	14	
後納郵便(広瀬キャンパス)	仙台高等専門学校 契約担当役事務部長 根本直之 宮城県仙台市青葉区愛子中央4丁目16番1号	平成26年4月1日	郵便事業株式会社	その他特定の者以外では契約の目的を達成することができないとき(契約事務取扱規則第10条八号)に該当するため。	非公表	1,703,130	—	—	郵便に関する料金であって、当該業務を提供できる者が一に限られるため。	9	
後納郵便(名取キャンパス)	仙台高等専門学校 契約担当役事務部長 根本直之 宮城県仙台市青葉区愛子中央4丁目16番1号	平成26年4月1日	郵便事業株式会社	その他特定の者以外では契約の目的を達成することができないとき(契約事務取扱規則第10条八号)に該当するため。	非公表	1,837,590	—	—	郵便に関する料金であって、当該業務を提供できる者が一に限られるため。	9	
電話料(名取キャンパス)	仙台高等専門学校 契約担当役事務部長 根本直之 宮城県仙台市青葉区愛子中央4丁目16番1号	平成26年4月1日	東日本電信電話株式会社 宮城支店	その他特定の者以外では契約の目的を達成することができないとき(契約事務取扱規則第10条八号)に該当するため。	非公表	1,224,142	—	—	電話に係る役務について供給をうけるものであって、長期継続契約を行っており、かつ需要に適合した供給を行える事業者が一に限られるため。	8	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
電話・回線料	秋田工業高等専門学校 契約担当 役 事務部長 大内 知行 秋田県 秋田市飯島文京町1番1号	平成26年4月1日	東日本電信電話株式会社秋田支店	その他特定の者以外では契約の目的を達成することができないとき(契約事務取扱規則第10条八号)に該当するため。	非公表	1,766,792	—	—	電話に係る役務について供給をうけるものであって、長期継続契約を行っており、かつ需要に適合した供給を行える事業者が一に限られるため。	8	
水道料	秋田工業高等専門学校 契約担当 役 事務部長 大内 知行 秋田県 秋田市飯島文京町1番1号	平成26年4月1日	秋田市上下水道局	その他特定の者以外では契約の目的を達成することができないとき(契約事務取扱規則第10条八号)に該当するため。	非公表	5,423,597	—	—	水の供給を受けるもので提供を行う事業者が一に限られるため。	8	
電気料	秋田工業高等専門学校 契約担当 役 事務部長 大内 知行 秋田県 秋田市飯島文京町1番1号	平成26年4月1日	東北電力株式会社	現に契約履行中の工事、製造又は物件の買入れに直接関連する契約を現に履行中の契約者以外の者に履行させることが不利であるとき(契約事務取扱規則第12条一号)に該当するため。	非公表	27,591,594	—	—	競争調達を実施することにより、長期継続契約が解除され、契約額の増加が見込まれるため。	14	
電気の供給	鶴岡工業高等専門学校 契約担当 役 事務部長 根川 博信 山形県 鶴岡市井岡字沢田104	平成26年4月1日	東北電力株式会社 鶴岡営業所	現に契約履行中の工事、製造又は物件の買入れに直接関連する契約を現に履行中の契約者以外の者に履行させることが不利であるとき(契約事務取扱規則第12条一号)に該当するため。	非公表	29,778,347	—	—	競争調達を実施することにより、長期継続契約が解除され、契約額の増加が見込まれるため。	14	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
上・下水道の供給	鶴岡工業高等専門学校 契約担当 役 事務部長 根川 博信 山形県 鶴岡市井岡字沢田104	平成26年4月1日	鶴岡市上下水道部	その他特定の者以外では契約の目的を達成することができないとき(契約事務取扱規則第10条八号)に該当するため。	非公表	6,005,918	—	—	水の供給を受けるもので提供を行う業者が一に限られるため。	8	
ガスの供給	鶴岡工業高等専門学校 契約担当 役 事務部長 根川 博信 山形県 鶴岡市井岡字沢田104	平成26年4月1日	鶴岡ガス株式会社	その他特定の者以外では契約の目的を達成することができないとき(契約事務取扱規則第10条八号)に該当するため。	非公表	21,485,627	—	—	ガスの供給を受けるもので提供を行う業者が一に限られるため。	8	
電信電話サービス	鶴岡工業高等専門学校 契約担当 役 事務部長 根川 博信 山形県 鶴岡市井岡字沢田104	平成26年4月1日	東日本電信電話株式会社 山形支店	その他特定の者以外では契約の目的を達成することができないとき(契約事務取扱規則第10条八号)に該当するため。	非公表	1,903,077	—	—	電話に係る役務について供給をうけるものであって、長期継続契約を行っており、かつ需要に適合した供給を行える事業者が一に限られるため。	8	
郵便サービス	鶴岡工業高等専門学校 契約担当 役 事務部長 根川 博信 山形県 鶴岡市井岡字沢田104	平成26年4月1日	日本郵便株式会社 鶴岡郵便局	その他特定の者以外では契約の目的を達成することができないとき(契約事務取扱規則第10条八号)に該当するため。	非公表	2,223,634	—	—	郵便に関する料金であって、当該業務を提供できる業者が一に限られるため。	9	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
電気料	福島工業高等専門学校 契約担当 役 事務部長 堀川 俊行 福島県いわき市平上荒川字長尾30	平成26年4月1日	東北電力株式会社	現に契約履行中の工事、製造又は物件の買入れに直接関連する契約を現に履行中の契約者以外の者に履行させることが不利であるとき(契約事務取扱規則第12条一号)に該当するため。	非公表	30,085,442	—	—	競争調達を実施することにより、長期継続契約が解除され、契約額の増加が見込まれるため。	14	
ガス料	福島工業高等専門学校 契約担当 役 事務部長 堀川 俊行 福島県いわき市平上荒川字長尾30	平成26年4月1日	東部ガス株式会社福島支社平営業所	その他特定の者以外では契約の目的を達成することができないとき(契約事務取扱規則第10条八号)に該当するため。	非公表	12,212,433	—	—	ガスの供給を受けるもので提供を行う業者が一に限られるため。	8	
水道料	福島工業高等専門学校 契約担当 役 事務部長 堀川 俊行 福島県いわき市平上荒川字長尾30	平成26年4月1日	いわき市水道事業管理者	その他特定の者以外では契約の目的を達成することができないとき(契約事務取扱規則第10条八号)に該当するため。	非公表	10,774,271	—	—	水の供給を受けるもので提供を行う業者が一に限られるため。	8	
電気料(平成26年度)	茨城工業高等専門学校 契約担当 役 事務部長 伊藤 義雄 茨城県ひたちなか市中根866	平成26年4月1日	東京電力株式会社水戸支社	現に契約履行中の工事、製造又は物件の買入れに直接関連する契約を現に履行中の契約者以外の者に履行させることが不利であるとき(契約事務取扱規則第12条一号)に該当するため。	非公表	32,988,643	—	—	競争調達を実施することにより、長期継続契約が解除され、契約額の増加が見込まれるため。	14	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
水道料(平成26年度)	茨城工業高等専門学校 契約担当 役 事務部長 伊藤 義雄 茨城県 ひたちなか市中根 866	平成26年4月1日	財団法人ひたちなか市生活・文化・スポーツ	その他特定の者以外では契約の目的を達成することができないとき(契約事務取扱規則第10条八号)に該当するため。	非公表	7,083,510	—	—	水の供給を受けるもので提供を行う業者が一に限られるため。	8	
後納郵便料(平成26年度)	茨城工業高等専門学校 契約担当 役 事務部長 伊藤 義雄 茨城県 ひたちなか市中根 866	平成26年4月1日	郵便事業株式会社	その他特定の者以外では契約の目的を達成することができないとき(契約事務取扱規則第10条八号)に該当するため。	非公表	2,201,337	—	—	郵便に関する料金であって、当該業務を提供できる業者が一に限られるため。	9	
電話料(平成26年度)	茨城工業高等専門学校 契約担当 役 事務部長 伊藤 義雄 茨城県 ひたちなか市中根 866	平成26年4月1日	KDDI株式会社	その他特定の者以外では契約の目的を達成することができないとき(契約事務取扱規則第10条八号)に該当するため。	非公表	1,125,509	—	—	電話に係る役務について供給をうけるものであって、長期継続契約を行っており、かつ需要に適合した供給を行える事業者が一に限られるため。	8	
茨城工業高等専門学校の校舎敷地賃貸借契約	茨城工業高等専門学校 契約担当 役 事務部長 伊藤 義雄 茨城県 ひたちなか市中根 866	平成26年4月1日	ひたちなか市長	その他特定の者以外では契約の目的を達成することができないとき(契約事務取扱規則第10条八号)に該当するため。	非公表	51,346,046	—	—	学校用地に係る賃貸借契約であり、当該物件を所有する者がひたちなか市であるため。	5	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
電気料	小山工業高等専門学校 契約担当 役 事務部長 加藤 敏明 栃木県 小山市大字中久喜771	平成26年4月1日	東京電力株式会社 栃木南支社	現に契約履行中の工事、製造又は物件の買入れに直接関連する契約を現に履行中の契約者以外の者に履行させることが不利であるとき(契約事務取扱規則第12条一号)に該当するため。	非公表	45,671,358	—	—	競争調達を実施することにより、長期継続契約が解除され、契約額の増加が見込まれるため。	14	
水道料	小山工業高等専門学校 契約担当 役 事務部長 加藤 敏明 栃木県 小山市大字中久喜771	平成26年4月1日	小山市水道事業	その他特定の者以外では契約の目的を達成することができないとき(契約事務取扱規則第10条八号)に該当するため。	非公表	3,207,791	—	—	水の供給を受けるもので提供を行う業者が一に限られるため。	8	
電話料	小山工業高等専門学校 契約担当 役 事務部長 加藤 敏明 栃木県 小山市大字中久喜771	平成26年4月1日	東日本電信電話株式会社	その他特定の者以外では契約の目的を達成することができないとき(契約事務取扱規則第10条八号)に該当するため。	非公表	1,589,911	—	—	電話に係る役務について供給をうけるものであって、長期継続契約を行っており、かつ需要に適合した供給を行える事業者が一に限られるため。	8	
郵便料	小山工業高等専門学校 契約担当 役 事務部長 加藤 敏明 栃木県 小山市大字中久喜771	平成26年4月1日	日本郵便株式会社 小山郵便局	その他特定の者以外では契約の目的を達成することができないとき(契約事務取扱規則第10条八号)に該当するため。	非公表	1,459,229	—	—	郵便に関する料金であって、当該業務を提供できる者が一に限られるため。	9	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
2014年度技術者教育プログラム認定継続審査料	群馬工業高等専門学校 契約担当 役 事務部長 植田 淳一 群馬県前橋市烏羽町580番地	平成26年5月28日	一般社団法人日本技術者教育認定機構	その他特定の者以外では契約の目的を達成することができないとき(契約事務取扱規則第10条八号)に該当するため。	非公表	1,350,000	—	—	技術者教育プログラム認定の審査を受けるもので、提供を行う業者が一に限られるため。	12	
後納郵便料金	群馬工業高等専門学校 契約担当 役 事務部長 植田 淳一 群馬県前橋市烏羽町580番地	平成26年4月1日	郵便事業株式会社	その他特定の者以外では契約の目的を達成することができないとき(契約事務取扱規則第10条八号)に該当するため。	非公表	1,971,015	—	—	郵便に関する料金であって、当該業務を提供できる業者が一に限られるため。	9	
ガス料金	群馬工業高等専門学校 契約担当 役 事務部長 植田 淳一 群馬県前橋市烏羽町580番地	平成26年4月1日	東京ガス株式会社	その他特定の者以外では契約の目的を達成することができないとき(契約事務取扱規則第10条八号)に該当するため。	非公表	15,680,417	—	—	ガスの供給を受けるもので提供を行う業者が一に限られるため。	8	
電気料金	群馬工業高等専門学校 契約担当 役 事務部長 植田 淳一 群馬県前橋市烏羽町580番地	平成26年4月1日	東京電力株式会社	現に契約履行中の工事、製造又は物件の買入れに直接関連する契約を現に履行中の契約者以外の者に履行させることが不利であるとき(契約事務取扱規則第12条一号)に該当するため。	非公表	36,317,766	—	—	競争調達を実施することにより、長期継続契約が解除され、契約額の増加が見込まれるため。	14	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
電話料金	群馬工業高等専門学校 契約担当役 事務部長 植田 淳一 群馬県前橋市烏羽町580番地	平成26年4月1日	KDDI株式会社	その他特定の者以外では契約の目的を達成することができないとき(契約事務取扱規則第10条八号)に該当するため。	非公表	1,056,187	—	—	電話に係る役務について供給を受けるものであって、長期継続契約を行っており、かつ需要に適合した供給を行える事業者が一に限られるため。	8	
水道料金	木更津工業高等専門学校 契約担当役 事務部長 原 英毅 千葉県木更津市清見台東2丁目11番1号	平成26年4月1日	木更津市水道事業管理者	その他特定の者以外では契約の目的を達成することができないとき(契約事務取扱規則第10条八号)に該当するため。	非公表	5,995,478	—	—	水の供給を受けるもので提供を行う業者が一に限られるため。	8	
電気料金	木更津工業高等専門学校 契約担当役 事務部長 原 英毅 千葉県木更津市清見台東2丁目11番1号	平成26年4月1日	東京電力株式会社木更津支社	現に契約履行中の工事、製造又は物件の買入れに直接関連する契約を現に履行中の契約者以外の者に履行させることが不利であるとき(契約事務取扱規則第12条一号)に該当するため。	非公表	35,415,978	—	—	競争調達を実施することにより、長期継続契約が解除され、契約額の増加が見込まれるため。	14	
ガス料金	木更津工業高等専門学校 契約担当役 事務部長 原 英毅 千葉県木更津市清見台東2丁目11番1号	平成26年4月1日	東京ガス株式会社	その他特定の者以外では契約の目的を達成することができないとき(契約事務取扱規則第10条八号)に該当するため。	非公表	14,638,404	—	—	ガスの供給を受けるもので提供を行う業者が一に限られるため。	8	



契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
後納郵便	木更津工業高等専門学校 契約担当役 事務部長 原 英毅 千葉県木更津市清見台東2丁目11番1号	平成26年4月1日	日本郵便株式会社	その他特定の者以外では契約の目的を達成することができないとき(契約事務取扱規則第10条八号)に該当するため。	非公表	1,501,979	—	—	郵便に関する料金であって、当該業務を提供できる者が一に限られるため。	9	
電話料	木更津工業高等専門学校 契約担当役 事務部長 原 英毅 千葉県木更津市清見台東2丁目11番1号	平成26年4月1日	東日本電信電話	その他特定の者以外では契約の目的を達成することができないとき(契約事務取扱規則第10条八号)に該当するため。	非公表	1,394,438	—	—	電話に係る役務について供給をうけるものであって、長期継続契約を行っており、かつ需要に適合した供給を行える事業者が一に限られるため。	8	
電気料	東京工業高等専門学校 契約担当役 事務部長 上原 正宜 東京都八王子市栞田町1220-2	平成26年4月1日	東京電力株式会社	現に契約履行中の工事、製造又は物件の買入れに直接関連する契約を現に履行中の契約者以外の者に履行させることが不利であるとき(契約事務取扱規則第12条一号)に該当するため。	非公表	35,527,846	—	—	競争調達を実施することにより、長期継続契約が解除され、契約額の増加が見込まれるため。	14	
ガス料	東京工業高等専門学校 契約担当役 事務部長 上原 正宜 東京都八王子市栞田町1220-2	平成26年4月1日	東京ガス株式会社	その他特定の者以外では契約の目的を達成することができないとき(契約事務取扱規則第10条八号)に該当するため。	非公表	4,507,547	—	—	ガスの供給を受けるもので提供を行う業者が一に限られるため。	8	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
下水道料	東京工業高等専門学校 契約担当 役 事務部長 上原 正宜 東京都八王子市栲田町1220-2	平成26年4月1日	八王子市長	その他特定の者以外では契約の目的を達成することができないとき(契約事務取扱規則第10条八号)に該当するため。	非公表	2,996,786	—	—	水の供給を受けるもので提供を行う業者が一に限られるため。	8	
電話料	東京工業高等専門学校 契約担当 役 事務部長 上原 正宜 東京都八王子市栲田町1220-2	平成26年4月1日	東日本電信電話株式会社	その他特定の者以外では契約の目的を達成することができないとき(契約事務取扱規則第10条八号)に該当するため。	非公表	1,485,654	—	—	電話に係る役務について供給をうけるものであって、長期継続契約を行っており、かつ需要に適合した供給を行える事業者が一に限られるため。	8	
郵便料	東京工業高等専門学校 契約担当 役 事務部長 上原 正宜 東京都八王子市栲田町1220-2	平成26年4月1日	日本郵便株式会社	その他特定の者以外では契約の目的を達成することができないとき(契約事務取扱規則第10条八号)に該当するため。	非公表	3,382,050	—	—	郵便に関する料金であって、当該業務を提供できる者が一に限られるため。	9	
電話料	長岡工業高等専門学校 契約担当 役 事務部長 草間 忠明 新潟県長岡市西片貝町888番地	平成26年4月1日	東日本電信電話株式会社新潟支店	その他特定の者以外では契約の目的を達成することができないとき(契約事務取扱規則第10条八号)に該当するため。	非公表	1,451,055	—	—	電話に係る役務について供給をうけるものであって、長期継続契約を行っており、かつ需要に適合した供給を行える事業者が一に限られるため。	8	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
電気料	長岡工業高等専門学校 契約担当 役 事務部長 草間 忠明 新潟県 長岡市西片貝町 888番地	平成26年4月1日	東北電力株式会社 長岡営業所	現に契約履行中の工事、製造又は物件の買入れに直接関連する契約を現に履行中の契約者以外の者に履行させることが不利であるとき(契約事務取扱規則第12条一号)に該当するため。	非公表	38,473,721	—	—	競争調達を実施することにより、長期継続契約が解除され、契約額の増加が見込まれるため。	14	
下水道料	長岡工業高等専門学校 契約担当 役 事務部長 草間 忠明 新潟県 長岡市西片貝町 888番地	平成26年4月1日	長岡市水道局	その他特定の者以外では契約の目的を達成することができないとき(契約事務取扱規則第10条八号)に該当するため。	非公表	4,563,602	—	—	水の供給を受けるもので提供を行う業者が一に限られるため。	8	
後納郵便料	長岡工業高等専門学校 契約担当 役 事務部長 草間 忠明 新潟県 長岡市西片貝町 888番地	平成26年4月1日	日本郵便株式会社	その他特定の者以外では契約の目的を達成することができないとき(契約事務取扱規則第10条八号)に該当するため。	非公表	1,516,709	—	—	郵便に関する料金であって、当該業務を提供できる業者が一に限られるため。	9	
ガス料	長岡工業高等専門学校 契約担当 役 事務部長 草間 忠明 新潟県 長岡市西片貝町 888番地	平成26年4月1日	北陸瓦斯株式会社 長岡支店	その他特定の者以外では契約の目的を達成することができないとき(契約事務取扱規則第10条八号)に該当するため。	非公表	21,480,641	—	—	ガスの供給を受けるもので提供を行う業者が一に限られるため。	8	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
職員宿舍借上	長岡工業高等専門学校 契約担当役 事務部長 草間 忠明 新潟県長岡市西片貝町888番地	平成26年4月1日	有限会社大瀬	その他特定の者以外では契約の目的を達成することができないとき(契約事務取扱規則第10条八号)に該当するため。	非公表	1,304,000	—	—	契約の相手方は立地条件によって選定した当該物件の貸主であり、競争に適さないため。	5	
校舎電気料(本郷キャンパス)	富山高等専門学校 契約担当役 事務部長 林 興一 富山県富山市本郷町13	平成26年4月1日	北陸電力株式会社富山支店	現に契約履行中の工事、製造又は物件の買入れに直接関連する契約を現に履行中の契約者以外の者に履行させることが不利であるとき(契約事務取扱規則第12条一号)に該当するため。	非公表	22,316,273	—	—	競争調達を実施することにより、長期継続契約が解除され、契約額の増加が見込まれるため。	14	
校舎電気料(射水キャンパス)	富山高等専門学校 契約担当役 事務部長 林 興一 富山県富山市本郷町13	平成26年4月1日	北陸電力株式会社富山支店	現に契約履行中の工事、製造又は物件の買入れに直接関連する契約を現に履行中の契約者以外の者に履行させることが不利であるとき(契約事務取扱規則第12条一号)に該当するため。	非公表	17,473,402	—	—	競争調達を実施することにより、長期継続契約が解除され、契約額の増加が見込まれるため。	14	
都市ガス	富山高等専門学校 契約担当役 事務部長 林 興一 富山県富山市本郷町13	平成26年4月1日	日本海ガス株式会社	その他特定の者以外では契約の目的を達成することができないとき(契約事務取扱規則第10条八号)に該当するため。	非公表	25,182,891	—	—	ガスの供給を受けるもので提供を行う業者が一に限られるため。	8	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
下水料金(射水)	富山高等専門学校 契約担当役 事務部長 林 興一 富山県富山市本郷町13	平成26年4月1日	富山市上下水道事業管理者	その他特定の者以外では契約の目的を達成することができないとき(契約事務取扱規則第10条八号)に該当するため。	非公表	4,668,444	—	—	水の供給を受けるもので提供を行う業者が一に限られるため。	8	
上下水道料	富山高等専門学校 契約担当役 事務部長 林 興一 富山県富山市本郷町13	平成26年4月1日	射水市上下水道業務課	その他特定の者以外では契約の目的を達成することができないとき(契約事務取扱規則第10条八号)に該当するため。	非公表	3,078,251	—	—	水の供給を受けるもので提供を行う業者が一に限られるため。	8	
郵便料	富山高等専門学校 契約担当役 事務部長 林 興一 富山県富山市本郷町13	平成26年4月1日	日本郵便株式会社	その他特定の者以外では契約の目的を達成することができないとき(契約事務取扱規則第10条八号)に該当するため。	非公表	4,559,203	—	—	郵便に関する料金であって、当該業務を提供できる業者が一に限られるため。	9	
電話料	富山高等専門学校 契約担当役 事務部長 林 興一 富山県富山市本郷町13	平成26年4月1日	西日本電信電話株式会社富山支店	その他特定の者以外では契約の目的を達成することができないとき(契約事務取扱規則第10条八号)に該当するため。	非公表	1,435,663	—	—	電話に係る役務について供給をうけるものであって、長期継続契約を行っており、かつ需要に適合した供給を行える事業者が一に限られるため。	8	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
携帯・自動車電話使用料	富山高等専門学校 契約担当役 事務部長 林 興一 富山県富山市本郷町13	平成26年4月1日	株式会社エヌ・ティ・ティドコモ	その他特定の者以外では契約の目的を達成することができないとき(契約事務取扱規則第10条八号)に該当するため。	非公表	1,112,934	—	—	電話に係る役務について供給をうけるものであって、長期継続契約を行っており、かつ需要に適合した供給を行える事業者が一に限られるため。	8	
2014年度技術者教育プログラム認定継続審査料	富山高等専門学校 契約担当役 事務部長 林 興一 富山県富山市本郷町13	平成26年6月3日	一般社団法人日本技術者教育認定機構	その他特定の者以外では契約の目的を達成することができないとき(契約事務取扱規則第10条八号)に該当するため。	非公表	1,350,000	—	—	技術者教育プログラム認定の審査を受けるもので、提供を行う業者が一に限られるため。	12	
水道料	石川工業高等専門学校 契約担当役 事務部長 村松 薫 石川県河北郡津幡町北中条タ1	平成26年4月1日	津幡町水道事業	その他特定の者以外では契約の目的を達成することができないとき(契約事務取扱規則第10条八号)に該当するため。	非公表	11,051,140	—	—	水の供給を受けるもので提供を行う業者が一に限られるため。	8	
電気料	石川工業高等専門学校 契約担当役 事務部長 村松 薫 石川県河北郡津幡町北中条タ1	平成26年4月1日	北陸電力株式会社	現に契約履行中の工事、製造又は物件の買入れに直接関連する契約を現に履行中の契約者以外の者に履行させることが不利であるとき(契約事務取扱規則第12条一号)に該当するため。	非公表	34,173,684	—	—	競争調達を実施することにより、長期継続契約が解除され、契約額の増加が見込まれるため。	14	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
後納郵便料	石川工業高等専門学校 契約担当 役 事務部長 村松 薫 石川県河北郡津幡町北中条タ1	平成26年4月1日	日本郵便株式会社	その他特定の者以外では契約の目的を達成することができないとき(契約事務取扱規則第10条八号)に該当するため。	非公表	1,692,693	—	—	郵便に関する料金であって、当該業務を提供できる者が一に限られるため。	9	
電気料	福井工業高等専門学校 契約担当 役 事務部長 柴正彦 福井県鯖江市下司町	平成26年4月1日	北陸電力株式会社	現に契約履行中の工事、製造又は物件の買入れに直接関連する契約を現に履行中の契約者以外の者に履行させることが不利であるとき(契約事務取扱規則第12条一号)に該当するため。	非公表	24,021,252	—	—	競争調達を実施することにより、長期継続契約が解除され、契約額の増加が見込まれるため。	14	
水道料	福井工業高等専門学校 契約担当 役 事務部長 柴正彦 福井県鯖江市下司町	平成26年4月1日	鯖江市	その他特定の者以外では契約の目的を達成することができないとき(契約事務取扱規則第10条八号)に該当するため。	非公表	5,495,659	—	—	水の供給を受けるもので提供を行う業者が一に限られるため。	8	
郵便料	福井工業高等専門学校 契約担当 役 事務部長 柴正彦 福井県鯖江市下司町	平成26年4月1日	日本郵便株式会社	その他特定の者以外では契約の目的を達成することができないとき(契約事務取扱規則第10条八号)に該当するため。	非公表	1,824,196	—	—	郵便に関する料金であって、当該業務を提供できる者が一に限られるため。	9	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
電気料金	長野工業高等専門学校 契約担当 役 事務部長 星 操 長野県長野市 徳間716	平成26年4月1日	中部電力株式会社	現に契約履行中の工事、製造又は物件の買入れに直接関連する契約を現に履行中の契約者以外の者に履行させることが不利であるとき(契約事務取扱規則第12条一号)に該当するため。	非公表	30,232,515	—	—	競争調達を実施することにより、長期継続契約が解除され、契約額の増加が見込まれるため。	14	
電話料金	長野工業高等専門学校 契約担当 役 事務部長 星 操 長野県長野市 徳間716	平成26年4月1日	東日本電信電話株式会社	その他特定の者以外では契約の目的を達成することができないとき(契約事務取扱規則第10条八号)に該当するため。	非公表	1,318,358	—	—	電話に係る役務について供給をうけるものであって、長期継続契約を行っており、かつ需要に適合した供給を行える事業者が一に限られるため。	8	
水道料金	長野工業高等専門学校 契約担当 役 事務部長 星 操 長野県長野市 徳間716	平成26年4月1日	長野市水道局	その他特定の者以外では契約の目的を達成することができないとき(契約事務取扱規則第10条八号)に該当するため。	非公表	6,031,448	—	—	水の供給を受けるもので提供を行う業者が一に限られるため。	8	
都市ガス料金	長野工業高等専門学校 契約担当 役 事務部長 星 操 長野県長野市 徳間716	平成26年4月1日	長野都市ガス株式会社	その他特定の者以外では契約の目的を達成することができないとき(契約事務取扱規則第10条八号)に該当するため。	非公表	7,688,235	—	—	ガスの供給を受けるもので提供を行う業者が一に限られるため。	8	



契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
後納郵便料	長野工業高等専門学校 契約担当 役 事務部長 星 操 長野県長野市 徳間716	平成26年4月1日	郵便事業株式会社	その他特定の者以外では契約の目的を達成することができないとき(契約事務取扱規則第10条八号)に該当するため。	非公表	2,228,996	—	—	郵便に関する料金であって、当該業務を提供できる者が一に限られるため。	9	
電気料	岐阜工業高等専門学校 契約担当 役 事務部長 小野瀬克二 岐阜県本巣市上真桑 2236-2	平成26年4月1日	中部電力株式会社	現に契約履行中の工事、製造又は物件の買入れに直接関連する契約を現に履行中の契約者以外の者に履行させることが不利であるとき(契約事務取扱規則第12条一号)に該当するため。	非公表	33,090,742	—	—	競争調達を実施することにより、長期継続契約が解除され、契約額の増加が見込まれるため。	14	
都市ガス料	岐阜工業高等専門学校 契約担当 役 事務部長 小野瀬克二 岐阜県本巣市上真桑 2236-2	平成26年4月1日	東邦ガス株式会社 北部支社	その他特定の者以外では契約の目的を達成することができないとき(契約事務取扱規則第10条八号)に該当するため。	非公表	6,333,799	—	—	ガスの供給を受けるもので提供を行う業者が一に限られるため。	8	
郵便料	岐阜工業高等専門学校 契約担当 役 事務部長 小野瀬克二 岐阜県本巣市上真桑 2236-2	平成26年4月1日	日本郵便株式会社	その他特定の者以外では契約の目的を達成することができないとき(契約事務取扱規則第10条八号)に該当するため。	非公表	1,922,065	—	—	郵便に関する料金であって、当該業務を提供できる者が一に限られるため。	9	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
電話料	岐阜工業高等専門学校 契約担当 役 事務部長 小野瀬克二 岐阜県本巣市上真桑 2236-2	平成26年4月1日	西日本電信電話株式会社	その他特定の者以外では契約の目的を達成することができないとき(契約事務取扱規則第10条八号)に該当するため。	非公表	1,046,332	—	—	電話に係る役務について供給を受けるものであって、長期継続契約を行っており、かつ需要に適合した供給を行える事業者が一に限られるため。	8	
2014年度技術者教育プログラム認定継続審査料	岐阜工業高等専門学校 契約担当 役 事務部長 小野瀬克二 岐阜県本巣市上真桑 2236-2	平成26年4月1日	一般社団法人日本技術者教育認定機構	その他特定の者以外では契約の目的を達成することができないとき(契約事務取扱規則第10条八号)に該当するため。	非公表	1,350,000	—	—	技術者教育プログラム認定の審査を受けるもので、提供を行う事業者が一に限られるため。	12	
電気料	沼津工業高等専門学校 契約担当 役 事務部長 大山 正人 静岡県沼津市大岡3600	平成26年4月1日	東京電力株式会社三島支社	現に契約履行中の工事、製造又は物件の買入れに直接関連する契約を現に履行中の契約者以外の者に履行させることが不利であるとき(契約事務取扱規則第12条一号)に該当するため。	非公表	41,683,408	—	—	競争調達を実施することにより、長期継続契約が解除され、契約額の増加が見込まれるため。	14	
水道料	沼津工業高等専門学校 契約担当 役 事務部長 大山 正人 静岡県沼津市大岡3600	平成26年4月1日	沼津市水道部	その他特定の者以外では契約の目的を達成することができないとき(契約事務取扱規則第10条八号)に該当するため。	非公表	3,232,576	—	—	水の供給を受けるもので提供を行う事業者が一に限られるため。	8	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
NTT西日本通話料	沼津工業高等専門学校 契約担当 役 事務部長 大山 正人 静岡県 沼津市大岡3600	平成26年4月1日	西日本電信電話株式会社静岡支店	その他特定の者以外では契約の目的を達成することができないとき(契約事務取扱規則第10条八号)に該当するため。	非公表	1,572,636	—	—	電話に係る役務について供給をうけるものであって、長期継続契約を行っており、かつ需要に適合した供給を行える事業者が一に限られるため。	8	
後納郵便料	沼津工業高等専門学校 契約担当 役 事務部長 大山 正人 静岡県 沼津市大岡3600	平成26年4月1日	郵便事業株式会社三島支店	その他特定の者以外では契約の目的を達成することができないとき(契約事務取扱規則第10条八号)に該当するため。	非公表	2,156,261	—	—	郵便に関する料金であって、当該業務を提供できる者が一に限られるため。	9	
電話料	豊田工業高等専門学校 契約担当 役 事務部長 山本 良夫 愛知県 豊田市栄生町2-1	平成26年4月1日	西日本電信電話株式会社名古屋支店	その他特定の者以外では契約の目的を達成することができないとき(契約事務取扱規則第10条八号)に該当するため。	非公表	1,103,530	—	—	電話に係る役務について供給をうけるものであって、長期継続契約を行っており、かつ需要に適合した供給を行える事業者が一に限られるため。	8	
ガス料	豊田工業高等専門学校 契約担当 役 事務部長 山本 良夫 愛知県 豊田市栄生町2-1	平成26年4月1日	東邦ガス株式会社 豊田営業所	その他特定の者以外では契約の目的を達成することができないとき(契約事務取扱規則第10条八号)に該当するため。	非公表	9,548,245	—	—	ガスの供給を受けるもので提供を行う事業者が一に限られるため。	8	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
水道料	豊田工業高等専門学校 契約担当 役 事務部長 山本 良夫 愛知県 豊田市栄生町2-1	平成26年4月1日	豊田市役所 豊田市長	その他特定の者以外では契約の目的を達成することができないとき(契約事務取扱規則第10条八号)に該当するため。	非公表	4,387,547	—	—	水の供給を受けるもので提供を行う業者が一に限られるため。	8	
電気料	豊田工業高等専門学校 契約担当 役 事務部長 山本 良夫 愛知県 豊田市栄生町2-1	平成26年4月1日	中部電力 株式会社	現に契約履行中の工事、製造又は物件の買入れに直接関連する契約を現に履行中の契約者以外の者に履行させることが不利であるとき(契約事務取扱規則第12条一号)に該当するため。	非公表	33,399,967	—	—	競争調達を実施することにより、長期継続契約が解除され、契約額の増加が見込まれるため。	14	
電気	鳥羽商船高等専門学校 契約担当 役 事務部長 豆本 博一 三重県 鳥羽市池上町1-1	平成26年4月1日	中部電力株式会社	現に契約履行中の工事、製造又は物件の買入れに直接関連する契約を現に履行中の契約者以外の者に履行させることが不利であるとき(契約事務取扱規則第12条一号)に該当するため。	非公表	23,570,058	—	—	競争調達を実施することにより、長期継続契約が解除され、契約額の増加が見込まれるため。	14	
水道	鳥羽商船高等専門学校 契約担当 役 事務部長 豆本 博一 三重県 鳥羽市池上町1-1	平成26年4月1日	鳥羽市水道課	その他特定の者以外では契約の目的を達成することができないとき(契約事務取扱規則第10条八号)に該当するため。	非公表	10,953,723	—	—	水の供給を受けるもので提供を行う業者が一に限られるため。	8	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
後納郵便	鈴鹿工業高等専門学校 契約担当 役 事務部長 深津 一也 三重県 鈴鹿市白子町	平成26年4月1日	日本郵便株式会社	その他特定の者以外では契約の目的を達成することができないとき(契約事務取扱規則第10条八号)に該当するため。	非公表	1,749,208	—	—	郵便に関する料金であって、当該業務を提供できる者が一に限られるため。	9	
電気料	鈴鹿工業高等専門学校 契約担当 役 事務部長 深津 一也 三重県 鈴鹿市白子町	平成26年4月1日	中部電力株式会社	現に契約履行中の工事、製造又は物件の買入れに直接関連する契約を現に履行中の契約者以外の者に履行させることが不利であるとき(契約事務取扱規則第12条一号)に該当するため。	非公表	45,041,961	—	—	競争調達を実施することにより、長期継続契約が解除され、契約額の増加が見込まれるため。	14	
水道料	鈴鹿工業高等専門学校 契約担当 役 事務部長 深津 一也 三重県 鈴鹿市白子町	平成26年4月1日	鈴鹿市水道事業	その他特定の者以外では契約の目的を達成することができないとき(契約事務取扱規則第10条八号)に該当するため。	非公表	3,187,261	—	—	水の供給を受けるもので提供を行う業者が一に限られるため。	8	
2014年度技術者教育プログラム認定維持審査料	鈴鹿工業高等専門学校 契約担当 役 事務部長 深津 一也 三重県 鈴鹿市白子町	平成26年5月29日	一般社団法人 日本技術者教育認定機構	その他特定の者以外では契約の目的を達成することができないとき(契約事務取扱規則第10条八号)に該当するため。	非公表	1,350,000	—	—	技術者教育プログラム認定の審査を受けるもので、提供を行う業者が一に限られるため。	12	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
上下水道料	舞鶴工業高等専門学校 契約担当 役 事務部長 吉永 祥二 京都府 舞鶴市宇白屋234番地	平成26年4月1日	舞鶴市水道事業	その他特定の者以外では契約の目的を達成することができないとき(契約事務取扱規則第10条八号)に該当するため。	非公表	3,879,239	—	—	水の供給を受けるもので提供を行う業者が一に限られるため。	8	
電話料	舞鶴工業高等専門学校 契約担当 役 事務部長 吉永 祥二 京都府 舞鶴市宇白屋234番地	平成26年4月1日	西日本電信電話株式会社	その他特定の者以外では契約の目的を達成することができないとき(契約事務取扱規則第10条八号)に該当するため。	非公表	1,611,448	—	—	電話に係る役務について供給をうけるものであって、長期継続契約を行っており、かつ需要に適合した供給を行える事業者が一に限られるため。	8	
郵便料	舞鶴工業高等専門学校 契約担当 役 事務部長 吉永 祥二 京都府 舞鶴市宇白屋234番地	平成26年4月1日	日本郵便株式会社	その他特定の者以外では契約の目的を達成することができないとき(契約事務取扱規則第10条八号)に該当するため。	非公表	3,350,714	—	—	郵便に関する料金であって、当該業務を提供できる者が一に限られるため。	9	
水道及び下水道	明石工業高等専門学校 契約担当 役 事務部長 渡邊 悟司 兵庫県 明石市魚住町西岡679番地の3	平成26年4月1日	明石市	その他特定の者以外では契約の目的を達成することができないとき(契約事務取扱規則第10条八号)に該当するため。	非公表	6,105,019	—	—	水の供給を受けるもので提供を行う業者が一に限られるため。	8	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
電話	明石工業高等専門学校 契約担当 役 事務部長 渡邊 悟司 兵庫県 明石市魚住町西岡679番地の3	平成26年4月1日	西日本電信電話株式会社	その他特定の者以外では契約の目的を達成することができないとき(契約事務取扱規則第10条八号)に該当するため。	非公表	1,288,679	—	—	電話に係る役務について供給をうけるものであって、長期継続契約を行っており、かつ需要に適合した供給を行える事業者が一に限られるため。	8	
技術者教育プログラム認定継続審査料	明石工業高等専門学校 契約担当 役 事務部長 渡邊 悟司 兵庫県 明石市魚住町西岡679番地の3	平成26年5月28日	日本技術者教育認定機構	その他特定の者以外では契約の目的を達成することができないとき(契約事務取扱規則第10条八号)に該当するため。	非公表	1,350,000	—	—	技術者教育プログラム認定の審査を受けるもので、提供を行う事業者が一に限られるため。	12	
水道	奈良工業高等専門学校 契約担当 役 事務部長 桐山 元位 奈良県 大和郡山市矢田町22番地	平成26年4月1日	大和郡山市上下水道部	その他特定の者以外では契約の目的を達成することができないとき(契約事務取扱規則第10条八号)に該当するため。	非公表	8,289,791	—	—	水の供給を受けるもので提供を行う事業者が一に限られるため。	8	
ガス	奈良工業高等専門学校 契約担当 役 事務部長 桐山 元位 奈良県 大和郡山市矢田町22番地	平成26年4月1日	大阪ガス株式会社	その他特定の者以外では契約の目的を達成することができないとき(契約事務取扱規則第10条八号)に該当するため。	非公表	11,678,211	—	—	ガスの供給を受けるもので提供を行う事業者が一に限られるため。	8	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
郵便	奈良工業高等専門学校 契約担当役 事務部長 桐山 元位 奈良県大和郡山市矢田町22番地	平成26年4月1日	日本郵便株式会社	その他特定の者以外では契約の目的を達成することができないとき(契約事務取扱規則第10条八号)に該当するため。	非公表	2,565,611	—	—	郵便に関する料金であって、当該業務を提供できる者が一に限られるため。	9	
水道料	和歌山工業高等専門学校 契約担当役 事務部長 大西由喜男 和歌山県御坊市名田町野島77	平成26年4月1日	御坊市長 柏木 征夫	その他特定の者以外では契約の目的を達成することができないとき(契約事務取扱規則第10条八号)に該当するため。	非公表	3,286,878	—	—	水の供給を受けるもので提供を行う業者が一に限られるため。	8	
後納郵便料・受取人払郵便料	和歌山工業高等専門学校 契約担当役 事務部長 大西由喜男 和歌山県御坊市名田町野島77	平成26年4月1日	郵便事業株式会社	その他特定の者以外では契約の目的を達成することができないとき(契約事務取扱規則第10条八号)に該当するため。	非公表	2,268,793	—	—	郵便に関する料金であって、当該業務を提供できる者が一に限られるため。	9	
県有財産賃貸借契約	和歌山工業高等専門学校 契約担当役 事務部長 大西由喜男 和歌山県御坊市名田町野島77	平成26年4月1日	和歌山県知事	その他特定の者以外では契約の目的を達成することができないとき(契約事務取扱規則第10条八号)に該当するため。	非公表	25,147,102	—	—	契約の相手方は立地条件によって選定した当該物件の貸主であり、競争に適さないため。	5	



契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
郵便料	米子工業高等専門学校 契約担当 役 事務部長 東善和 鳥取県米子市彦名町4448	平成26年4月1日	日本郵便株式会社米子郵便局	その他特定の者以外では契約の目的を達成することができないとき(契約事務取扱規則第10条八号)に該当するため。	非公表	2,214,784	—	—	郵便に関する料金であって、当該業務を提供できる者が一に限られるため。	9	
水道料	米子工業高等専門学校 契約担当 役 事務部長 東善和 鳥取県米子市彦名町4448	平成26年4月1日	米子市水道事業管理者	その他特定の者以外では契約の目的を達成することができないとき(契約事務取扱規則第10条八号)に該当するため。	非公表	3,323,214	—	—	水の供給を受けるもので提供を行う業者が一に限られるため。	8	
電気料	米子工業高等専門学校 契約担当 役 事務部長 東善和 鳥取県米子市彦名町4448	平成26年4月1日	中国電力株式会社	現に契約履行中の工事、製造又は物件の買入れに直接関連する契約を現に履行中の契約者以外の者に履行させることが不利であるとき(契約事務取扱規則第12条一号)に該当するため。	非公表	35,567,112	—	—	競争調達を実施することにより、長期継続契約が解除され、契約額の増加が見込まれるため。	14	
電報・電話料	米子工業高等専門学校 契約担当 役 事務部長 東善和 鳥取県米子市彦名町4448	平成26年4月1日	西日本電信電話株式会社鳥取支店	その他特定の者以外では契約の目的を達成することができないとき(契約事務取扱規則第10条八号)に該当するため。	非公表	1,264,657	—	—	電話に係る役務について供給をうけるものであって、長期継続契約を行っており、かつ需要に適合した供給を行える事業者が一に限られるため。	8	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
PCB廃棄物廃棄物処理料金	米子工業高等専門学校 契約担当 役 事務部長 東善和 鳥取県米子市彦名町4448	平成26年6月17日	日本環境安全事業株式会社	その他特定の者以外では契約の目的を達成することができないとき(契約事務取扱規則第10条八号)に該当するため。	非公表	75,569,760	—	—	ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物の処理委託であり、提供を行う業者が一に限られるため	12	
電気料	松江工業高等専門学校 契約担当 役 事務部長 岩澤 芳和 島根県松江市西生馬町14-4	平成26年4月1日	中国電力株式会社	現に契約履行中の工事、製造又は物件の買入れに直接関連する契約を現に履行中の契約者以外の者に履行させることが不利であるとき(契約事務取扱規則第12条一号)に該当するため。	非公表	30,907,850	—	—	競争調達を実施することにより、長期継続契約が解除され、契約額の増加が見込まれるため。	14	
水道料	松江工業高等専門学校 契約担当 役 事務部長 岩澤 芳和 島根県松江市西生馬町14-4	平成26年4月1日	松江市水道事業管理者	その他特定の者以外では契約の目的を達成することができないとき(契約事務取扱規則第10条八号)に該当するため。	非公表	3,670,107	—	—	水の供給を受けるもので提供を行う業者が一に限られるため。	8	
下水道料	松江工業高等専門学校 契約担当 役 事務部長 岩澤 芳和 島根県松江市西生馬町14-4	平成26年4月1日	松江市長 松浦 正敬	その他特定の者以外では契約の目的を達成することができないとき(契約事務取扱規則第10条八号)に該当するため。	非公表	1,715,291	—	—	水の供給を受けるもので提供を行う業者が一に限られるため。	8	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
郵便発送料	松江工業高等専門学校 契約担当 役 事務部長 岩澤 芳和 島根県松江市西生馬町14-4	平成26年4月1日	松江生馬簡易郵便局	その他特定の者以外では契約の目的を達成することができないとき(契約事務取扱規則第10条八号)に該当するため。	非公表	2,192,580	—	—	郵便に関する料金であって、当該業務を提供できる者が一に限られるため。	9	
電話料	松江工業高等専門学校 契約担当 役 事務部長 岩澤 芳和 島根県松江市西生馬町14-4	平成26年4月1日	西日本電信電話株式会社島根支店	その他特定の者以外では契約の目的を達成することができないとき(契約事務取扱規則第10条八号)に該当するため。	非公表	1,073,951	—	—	電話に係る役務について供給をうけるものであって、長期継続契約を行っており、かつ需要に適合した供給を行える事業者が一に限られるため。	8	
PCB廃棄物処理料金	松江工業高等専門学校 契約担当 役 事務部長 岩澤 芳和 島根県松江市西生馬町14-4	平成26年4月25日	日本環境安全事業株式会社	その他特定の者以外では契約の目的を達成することができないとき(契約事務取扱規則第10条八号)に該当するため。	非公表	33,173,280	—	—	ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物の処理委託であり、提供を行う業者が一に限られるため	12	
電気料	津山工業高等専門学校 契約担当 役 事務部長 森原 良治 岡山県津山市沼624-1	平成26年4月1日	中国電力株式会社	現に契約履行中の工事、製造又は物件の買入れに直接関連する契約を現に履行中の契約者以外の者に履行させることが不利であるとき(契約事務取扱規則第12条一号)に該当するため。	非公表	30,347,072	—	—	競争調達を実施することにより、長期継続契約が解除され、契約額の増加が見込まれるため。	14	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
後納郵便料	津山工業高等専門学校 契約担当 役 事務部長 森原 良治 岡山県津山市沼624-1	平成26年4月1日	郵便事業株式会社	その他特定の者以外では契約の目的を達成することができないとき(契約事務取扱規則第10条八号)に該当するため。	非公表	1,984,763	—	—	郵便に関する料金であって、当該業務を提供できる者が一に限られるため。	9	
水道料	津山工業高等専門学校 契約担当 役 事務部長 森原 良治 岡山県津山市沼624-1	平成26年4月1日	津山市水道事業管理者	その他特定の者以外では契約の目的を達成することができないとき(契約事務取扱規則第10条八号)に該当するため。	非公表	2,517,179	—	—	水の供給を受けるもので提供を行う業者が一に限られるため。	8	
2014年度技術者教育プログラム認定継続審査料	津山工業高等専門学校 契約担当 役 事務部長 森原 良治 岡山県津山市沼624-1	平成26年6月27日	一般社団法人日本技術者教育認定機構	その他特定の者以外では契約の目的を達成することができないとき(契約事務取扱規則第10条八号)に該当するため。	非公表	1,404,000	—	—	技術者教育プログラム認定の審査を受けるもので、提供を行う業者が一に限られるため。	12	
電気料	広島商船高等専門学校 契約担当 役 事務部長 植村 剛 広島県豊田郡大崎上島町東野4272-1	平成26年4月1日	中国電力株式会社	現に契約履行中の工事、製造又は物件の買入れに直接関連する契約を現に履行中の契約者以外の者に履行させることが不利であるとき(契約事務取扱規則第12条一号)に該当するため。	非公表	31,714,561	—	—	競争調達を実施することにより、長期継続契約が解除され、契約額の増加が見込まれるため。	14	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
水道料	広島商船高等専門学校 契約担当 役 事務部長 植村 剛 広島県豊田郡大崎上島町 東野4272-1	平成26年4月1日	大崎上島町	その他特定の者以外では契約の目的を達成することができないとき(契約事務取扱規則第10条八号)に該当するため。	非公表	1,930,625	—	—	水の供給を受けるもので提供を行う業者が一に限られるため。	8	
電話料	広島商船高等専門学校 契約担当 役 事務部長 植村 剛 広島県豊田郡大崎上島町 東野4272-1	平成26年4月1日	西日本電信電話株式会社	その他特定の者以外では契約の目的を達成することができないとき(契約事務取扱規則第10条八号)に該当するため。	非公表	1,187,758	—	—	電話に係る役務について供給をうけるものであって、長期継続契約を行っており、かつ需要に適合した供給を行える事業者が一に限られるため。	8	
後納郵便料	広島商船高等専門学校 契約担当 役 事務部長 植村 剛 広島県豊田郡大崎上島町 東野4272-1	平成26年4月1日	郵便事業株式会社	その他特定の者以外では契約の目的を達成することができないとき(契約事務取扱規則第10条八号)に該当するため。	非公表	2,053,956	—	—	郵便に関する料金であって、当該業務を提供できる者が一に限られるため。	9	
ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理委託業務	広島商船高等専門学校 契約担当 役 事務部長 植村 剛 広島県豊田郡大崎上島町 東野4272-1	平成26年6月3日	日本環境安全事業株式会社	その他特定の者以外では契約の目的を達成することができないとき(契約事務取扱規則第10条八号)に該当するため。	非公表	55,944,000	—	—	ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物の処理委託であり、提供を行う業者が一に限られるため	12	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
PCB廃棄物処理料金	呉工業高等専門学校 契約担当役事務部長 愛場 優治 広島県呉市阿賀南2-2-11	平成26年5月15日	日本環境安全事業株式会社北九州事業所	その他特定の者以外では契約の目的を達成することができないとき(契約事務取扱規則第10条八号)に該当するため。	非公表	32,931,360	—	—	ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物の処理委託であり、提供を行う業者が一に限られるため	12	
電気料	呉工業高等専門学校 契約担当役事務部長 愛場 優治 広島県呉市阿賀南2-2-11	平成26年4月1日	中国電力株式会社	現に契約履行中の工事、製造又は物件の買入れに直接関連する契約を現に履行中の契約者以外の者に履行させることが不利であるとき(契約事務取扱規則第12条一号)に該当するため。	非公表	23,714,542	—	—	競争調達を実施することにより、長期継続契約が解除され、契約額の増加が見込まれるため。	14	
ガス料	呉工業高等専門学校 契約担当役事務部長 愛場 優治 広島県呉市阿賀南2-2-11	平成26年4月1日	広島ガス株式会社	その他特定の者以外では契約の目的を達成することができないとき(契約事務取扱規則第10条八号)に該当するため。	非公表	7,106,126	—	—	ガスの供給を受けるもので提供を行う業者が一に限られるため。	8	
水道・下水道料	呉工業高等専門学校 契約担当役事務部長 愛場 優治 広島県呉市阿賀南2-2-11	平成26年4月1日	呉市水道局	その他特定の者以外では契約の目的を達成することができないとき(契約事務取扱規則第10条八号)に該当するため。	非公表	6,703,397	—	—	水の供給を受けるもので提供を行う業者が一に限られるため。	8	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
後納郵便料	呉工業高等専門学校 契約担当役 事務部長 愛場 優治 広島県呉市 阿賀南2-2-11	平成26年4月1日	日本郵便株式会社	その他特定の者以外では契約の目的を達成することができないとき(契約事務取扱規則第10条八号)に該当するため。	非公表	1,731,133	—	—	郵便に関する料金であって、当該業務を提供できる者が一に限られるため。	9	
電話料	呉工業高等専門学校 契約担当役 事務部長 愛場 優治 広島県呉市 阿賀南2-2-11	平成26年4月1日	西日本電信電話株式会社広島支店	その他特定の者以外では契約の目的を達成することができないとき(契約事務取扱規則第10条八号)に該当するため。	非公表	1,107,131	—	—	電話に係る役務について供給をうけるものであって、長期継続契約を行っており、かつ需要に適合した供給を行える事業者が一に限られるため。	8	
後納郵便料	徳山工業高等専門学校 契約担当役 事務部長 初見 定俊 山口県 周南市学園台	平成26年4月1日	日本郵便株式会社	その他特定の者以外では契約の目的を達成することができないとき(契約事務取扱規則第10条八号)に該当するため。	非公表	1,610,975	—	—	郵便に関する料金であって、当該業務を提供できる者が一に限られるため。	9	
電話料	徳山工業高等専門学校 契約担当役 事務部長 初見 定俊 山口県 周南市学園台	平成26年4月1日	西日本電信電話株式会社	その他特定の者以外では契約の目的を達成することができないとき(契約事務取扱規則第10条八号)に該当するため。	非公表	1,396,295	—	—	電話に係る役務について供給をうけるものであって、長期継続契約を行っており、かつ需要に適合した供給を行える事業者が一に限られるため。	8	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
電気料	徳山工業高等専門学校 契約担当 役 事務部長 初見 定俊 山口県周南市学園台	平成26年4月1日	中国電力株式会社	現に契約履行中の工事、製造又は物件の買入れに直接関連する契約を現に履行中の契約者以外の者に履行させることが不利であるとき(契約事務取扱規則第12条一号)に該当するため。	非公表	21,648,864	—	—	競争調達を実施することにより、長期継続契約が解除され、契約額の増加が見込まれるため。	14	
ガス料	徳山工業高等専門学校 契約担当 役 事務部長 初見 定俊 山口県周南市学園台	平成26年4月1日	山口合同ガス株式会社	その他特定の者以外では契約の目的を達成することができないとき(契約事務取扱規則第10条八号)に該当するため。	非公表	4,753,477	—	—	ガスの供給を受けるもので提供を行う業者が一に限られるため。	8	
水道料	徳山工業高等専門学校 契約担当 役 事務部長 初見 定俊 山口県周南市学園台	平成26年4月1日	周南市上下水道事業管理者	その他特定の者以外では契約の目的を達成することができないとき(契約事務取扱規則第10条八号)に該当するため。	非公表	4,643,951	—	—	水の供給を受けるもので提供を行う業者が一に限られるため。	8	
2014年度技術教育プログラム認定継続	徳山工業高等専門学校 契約担当 役 事務部長 初見 定俊 山口県周南市学園台	平成26年6月10日	一般社団法人日本技術者教育認定機構	その他特定の者以外では契約の目的を達成することができないとき(契約事務取扱規則第10条八号)に該当するため。	非公表	1,350,000	—	—	技術者教育プログラム認定の審査を受けるもので、提供を行う業者が一に限られるため。	12	



契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
平成26年度 電話料	宇部工業高等専門学校 契約担当 役 事務部長 前川 幸枝 山口県 宇部市常盤台2丁目14番1号	平成26年4月1日	西日本電信電話株式会社	その他特定の者以外では契約の目的を達成することができないとき(契約事務取扱規則第10条八号)に該当するため。	非公表	1,824,387	—	—	電話に係る役務について供給をうけるものであって、長期継続契約を行っており、かつ需要に適合した供給を行える事業者が一に限られるため。	8	
平成26年度 郵便料	宇部工業高等専門学校 契約担当 役 事務部長 前川 幸枝 山口県 宇部市常盤台2丁目14番1号	平成26年4月1日	郵便事業株式会社	その他特定の者以外では契約の目的を達成することができないとき(契約事務取扱規則第10条八号)に該当するため。	非公表	3,435,262	—	—	郵便に関する料金であって、当該業務を提供できる者が一に限られるため。	9	
平成26年度 電気料(校舎地区)	宇部工業高等専門学校 契約担当 役 事務部長 前川 幸枝 山口県 宇部市常盤台2丁目14番1号	平成26年4月1日	中国電力株式会社	現に契約履行中の工事、製造又は物件の買入れに直接関連する契約を現に履行中の契約者以外の者に履行させることが不利であるとき(契約事務取扱規則第12条一号)に該当するため。	非公表	29,613,090	—	—	競争調達を実施することにより、長期継続契約が解除され、契約額の増加が見込まれるため。	14	
平成26年度 電気料(寄宿舍地区)	宇部工業高等専門学校 契約担当 役 事務部長 前川 幸枝 山口県 宇部市常盤台2丁目14番1号	平成26年4月1日	中国電力株式会社	現に契約履行中の工事、製造又は物件の買入れに直接関連する契約を現に履行中の契約者以外の者に履行させることが不利であるとき(契約事務取扱規則第12条一号)に該当するため。	非公表	5,711,246	—	—	競争調達を実施することにより、長期継続契約が解除され、契約額の増加が見込まれるため。	14	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
平成26年度 水道料 (校舎地区)	宇部工業高等専門学校 契約担当 役 事務部長 前 川 幸枝 山口県 宇部市常盤台2丁 目14番1号	平成26年4月1日	宇部市水道局	その他特定の者以外では契約の目的を達成することができないとき(契約事務取扱規則第10条八号)に該当するため。	非公表	7,667,546	—	—	水の供給を受けるもので提供を行う業者が一に限られるため。	8	
平成26年度 水道料 (寄宿舎地区)	宇部工業高等専門学校 契約担当 役 事務部長 前 川 幸枝 山口県 宇部市常盤台2丁 目14番1号	平成26年4月1日	宇部市水道局	その他特定の者以外では契約の目的を達成することができないとき(契約事務取扱規則第10条八号)に該当するため。	非公表	4,362,062	—	—	水の供給を受けるもので提供を行う業者が一に限られるため。	8	
2014年技術者教育プログラム認定継続審査料	宇部工業高等専門学校 契約担当 役 事務部長 前 川 幸枝 山口県 宇部市常盤台2丁 目14番1号	平成26年6月5日	一般社団法人日本技術者教育認定機構	その他特定の者以外では契約の目的を達成することができないとき(契約事務取扱規則第10条八号)に該当するため。	非公表	1,350,000	—	—	技術者教育プログラム認定の審査を受けるもので、提供を行う業者が一に限られるため。	12	
2014年度技術者教育プログラム新規審査料	大島商船高等専門学校 契約担当 役 事務部長 寺 本 栄二 山口県 大島郡周防大島 町大字小松1091 番地1	平成26年5月28日	一般社団法人日本技術者教育認定機構	その他特定の者以外では契約の目的を達成することができないとき(契約事務取扱規則第10条八号)に該当するため。	非公表	1,350,000	—	—	技術者教育プログラム認定の審査を受けるもので、提供を行う業者が一に限られるため。	12	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
電話料	大島商船高等専門学校 契約担当 役 事務部長 寺本 栄二 山口県大島郡周防大島町大字小松1091番地1	平成26年4月1日	西日本電信電話株式会社	その他特定の者以外では契約の目的を達成することができないとき(契約事務取扱規則第10条八号)に該当するため。	非公表	1,169,120	—	—	電話に係る役務について供給をうけるものであって、長期継続契約を行っており、かつ需要に適合した供給を行える事業者が一に限られるため。	8	
後納郵便料	大島商船高等専門学校 契約担当 役 事務部長 寺本 栄二 山口県大島郡周防大島町大字小松1091番地1	平成26年4月1日	郵便事業株式会社	その他特定の者以外では契約の目的を達成することができないとき(契約事務取扱規則第10条八号)に該当するため。	非公表	1,941,151	—	—	郵便に関する料金であって、当該業務を提供できる者が一に限られるため。	9	
水道料	大島商船高等専門学校 契約担当 役 事務部長 寺本 栄二 山口県大島郡周防大島町大字小松1091番地1	平成26年4月1日	周防大島町	その他特定の者以外では契約の目的を達成することができないとき(契約事務取扱規則第10条八号)に該当するため。	非公表	3,222,110	—	—	水の供給を受けるもので提供を行う業者が一に限られるため。	8	
電気料	大島商船高等専門学校 契約担当 役 事務部長 寺本 栄二 山口県大島郡周防大島町大字小松1091番地1	平成26年4月1日	中国電力株式会社	現に契約履行中の工事、製造又は物件の買入れに直接関連する契約を現に履行中の契約者以外の者に履行させることが不利であるとき(契約事務取扱規則第12条一号)に該当するため。	非公表	23,661,878	—	—	競争調達を実施することにより、長期継続契約が解除され、契約額の増加が見込まれるため。	14	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
電気料	阿南工業高等専門学校 契約担当 役 事務部長 山下 文一 徳島県阿南市見能林町青木265	平成26年4月1日	四国電力株式会社	現に契約履行中の工事、製造又は物件の買入れに直接関連する契約を現に履行中の契約者以外の者に履行させることが不利であるとき(契約事務取扱規則第12条一号)に該当するため。	非公表	30,390,392	—	—	競争調達を実施することにより、長期継続契約が解除され、契約額の増加が見込まれるため。	14	
電話料	阿南工業高等専門学校 契約担当 役 事務部長 山下 文一 徳島県阿南市見能林町青木265	平成26年4月1日	西日本電信電話株式会社徳島支店	その他特定の者以外では契約の目的を達成することができないとき(契約事務取扱規則第10条八号)に該当するため。	非公表	2,613,246	—	—	電話に係る役務について供給をうけるものであって、長期継続契約を行っており、かつ需要に適合した供給を行える事業者が一に限られるため。	8	
後納郵便料	阿南工業高等専門学校 契約担当 役 事務部長 山下 文一 徳島県阿南市見能林町青木265	平成26年4月1日	郵便事業株式会社	その他特定の者以外では契約の目的を達成することができないとき(契約事務取扱規則第10条八号)に該当するため。	非公表	2,241,205	—	—	郵便に関する料金であって、当該業務を提供できる者が一に限られるため。	9	
水道料	阿南工業高等専門学校 契約担当 役 事務部長 山下 文一 徳島県阿南市見能林町青木265	平成26年4月1日	阿南市長	その他特定の者以外では契約の目的を達成することができないとき(契約事務取扱規則第10条八号)に該当するため。	非公表	5,512,904	—	—	水の供給を受けるもので提供を行う業者が一に限られるため。	8	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理委託契約書(覚書)	阿南工業高等専門学校 契約担当役 事務部長 山下 文一 徳島県阿南市見能林町青木265	平成26年5月27日	日本環境安全事業株式会社	その他特定の者以外では契約の目的を達成することができないとき(契約事務取扱規則第10条八号)に該当するため。	非公表	93,683,520	—	—	ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物の処理委託であり、提供を行う業者が一に限られるため	12	
電気料	香川高等専門学校 契約担当役 事務部長 倉持光雄 香川県高松市勅使町355番地	平成26年4月1日	四国電力株式会社高松支店	現に契約履行中の工事、製造又は物件の買入れに直接関連する契約を現に履行中の契約者以外の者に履行させることが不利であるとき(契約事務取扱規則第12条一号)に該当するため。	非公表	26,809,955	—	—	競争調達を実施することにより、長期継続契約が解除され、契約額の増加が見込まれるため。	14	
電気料	香川高等専門学校 契約担当役 事務部長 倉持光雄 香川県高松市勅使町355番地	平成26年4月1日	四国電力株式会社観音寺営業所	現に契約履行中の工事、製造又は物件の買入れに直接関連する契約を現に履行中の契約者以外の者に履行させることが不利であるとき(契約事務取扱規則第12条一号)に該当するため。	非公表	25,988,085	—	—	競争調達を実施することにより、長期継続契約が解除され、契約額の増加が見込まれるため。	14	
水道料	香川高等専門学校 契約担当役 事務部長 倉持光雄 香川県高松市勅使町355番地	平成26年4月1日	高松市水道局	その他特定の者以外では契約の目的を達成することができないとき(契約事務取扱規則第10条八号)に該当するため。	非公表	2,481,630	—	—	水の供給を受けるもので提供を行う業者が一に限られるため。	8	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
水道料	香川高等専門学校 契約担当役 事務部長 倉持 光雄 香川県高松市勅使町355番地	平成26年4月1日	三豊市水道局	その他特定の者以外では契約の目的を達成することができないとき(契約事務取扱規則第10条八号)に該当するため。	非公表	4,264,878	—	—	水の供給を受けるもので提供を行う業者が一に限られるため。	8	
後納郵便料	香川高等専門学校 契約担当役 事務部長 倉持 光雄 香川県高松市勅使町355番地	平成26年4月1日	日本郵便株式会社	その他特定の者以外では契約の目的を達成することができないとき(契約事務取扱規則第10条八号)に該当するため。	非公表	1,530,280	—	—	郵便に関する料金であって、当該業務を提供できる者が一に限られるため。	9	
電気料	新居浜工業高等専門学校 契約担当役 事務部長 飯野 明正 愛媛県新居浜市八雲町7-1	平成26年4月1日	四国電力株式会社	現に契約履行中の工事、製造又は物件の買入れに直接関連する契約を現に履行中の契約者以外の者に履行させることが不利であるとき(契約事務取扱規則第12条一号)に該当するため。	非公表	30,147,837	—	—	競争調達を実施することにより、長期継続契約が解除され、契約額の増加が見込まれるため。	14	
水道料	新居浜工業高等専門学校 契約担当役 事務部長 飯野 明正 愛媛県新居浜市八雲町7-1	平成26年4月1日	新居浜市	その他特定の者以外では契約の目的を達成することができないとき(契約事務取扱規則第10条八号)に該当するため。	非公表	3,352,749	—	—	水の供給を受けるもので提供を行う業者が一に限られるため。	8	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
電話料	新居浜工業高等専門学校 契約担当役 事務部長 飯野 明正 愛媛県新居浜市八雲町7-1	平成26年4月1日	NTT西日本愛媛支店	その他特定の者以外では契約の目的を達成することができないとき(契約事務取扱規則第10条八号)に該当するため。	非公表	1,477,612	—	—	電話に係る役務について供給をうけるものであって、長期継続契約を行っており、かつ需要に適合した供給を行える事業者が一に限られるため。	8	
後納郵便料	新居浜工業高等専門学校 契約担当役 事務部長 飯野 明正 愛媛県新居浜市八雲町7-1	平成26年4月1日	日本郵便株式会社	その他特定の者以外では契約の目的を達成することができないとき(契約事務取扱規則第10条八号)に該当するため。	非公表	1,778,099	—	—	郵便に関する料金であって、当該業務を提供できる者が一に限られるため。	9	
2014年度技術者教育プログラム認定維持審査料	新居浜工業高等専門学校 契約担当役 事務部長 飯野 明正 愛媛県新居浜市八雲町7-1	平成26年5月28日	一般社団法人日本技術者教育認定機構	その他特定の者以外では契約の目的を達成することができないとき(契約事務取扱規則第10条八号)に該当するため。	非公表	1,350,000	—	—	技術者教育プログラム認定の審査を受けるもので、提供を行う業者が一に限られるため。	12	
電気料金	弓削商船高等専門学校 契約担当役 事務部長 須賀 達也 愛媛県越智郡上島町弓削下弓削1000	平成26年4月1日	中国電力株式会社	現に契約履行中の工事、製造又は物件の買入れに直接関連する契約を現に履行中の契約者以外の者に履行させることが不利であるとき(契約事務取扱規則第12条一号)に該当するため。	非公表	21,614,173	—	—	競争調達を実施することにより、長期継続契約が解除され、契約額の増加が見込まれるため。	14	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
上下水道料金	弓削商船高等専門学校 契約担当 役 事務部長 須賀 達也 愛媛県 越智郡上島町弓削下弓削1000	平成26年4月1日	上島町役場公営事業課	その他特定の者以外では契約の目的を達成することができないとき(契約事務取扱規則第10条八号)に該当するため。	非公表	3,402,299	—	—	水の供給を受けるもので提供を行う業者が一に限られるため。	8	
電話料金	弓削商船高等専門学校 契約担当 役 事務部長 須賀 達也 愛媛県 越智郡上島町弓削下弓削1000	平成26年4月1日	西日本電信電話株式会社愛媛支店	その他特定の者以外では契約の目的を達成することができないとき(契約事務取扱規則第10条八号)に該当するため。	非公表	1,256,295	—	—	電話に係る役務について供給をうけるものであって、長期継続契約を行っており、かつ需要に適合した供給を行える事業者が一に限られるため。	8	
後納郵便料	弓削商船高等専門学校 契約担当 役 事務部長 須賀 達也 愛媛県 越智郡上島町弓削下弓削1000	平成26年4月1日	郵便事業株式会社	その他特定の者以外では契約の目的を達成することができないとき(契約事務取扱規則第10条八号)に該当するため。	非公表	1,918,000	—	—	郵便に関する料金であって、当該業務を提供できる者が一に限られるため。	9	
電気料	高知工業高等専門学校 契約担当 役 事務部長 澤田 利夫 高知県 南国市物部乙200-1	平成26年4月1日	四国電力株式会社 山田営業所	現に契約履行中の工事、製造又は物件の買入れに直接関連する契約を現に履行中の契約者以外の者に履行させることが不利であるとき(契約事務取扱規則第12条一号)に該当するため。	非公表	38,847,326	—	—	競争調達を実施することにより、長期継続契約が解除され、契約額の増加が見込まれるため。	14	



契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
後納郵便料	高知工業高等専門学校 契約担当 役 事務部長 澤田 利夫 高知県南国市物部乙200-1	平成26年4月1日	郵便事業株式会社 南国支店	その他特定の者以外では契約の目的を達成することができないとき(契約事務取扱規則第10条八号)に該当するため。	非公表	1,516,982	—	—	郵便に関する料金であって、当該業務を提供できる者が一に限られるため。	9	
校長宿舍賃貸借料	高知工業高等専門学校 契約担当 役 事務部長 澤田 利夫 高知県南国市物部乙200-1	平成26年4月1日	株式会社高知ハウス	その他特定の者以外では契約の目的を達成することができないとき(契約事務取扱規則第10条八号)に該当するため。	非公表	1,080,000	—	—	契約の相手方は立地条件によって選定した当該物件の貸主であり、競争に適さないため。	5	
JABEE 2014年度技術者プログラム認定継続審査料(専攻科 物質工学、機械・電気工学)	高知工業高等専門学校 契約担当 役 事務部長 澤田 利夫 高知県南国市物部乙200-1	平成26年6月2日	一般社団法人日本技術者教育認定機構	その他特定の者以外では契約の目的を達成することができないとき(契約事務取扱規則第10条八号)に該当するため。	非公表	1,404,000	—	—	技術者教育プログラム認定の審査を受けるもので、提供を行う業者が一に限られるため。	12	
電話料	高知工業高等専門学校 契約担当 役 事務部長 澤田 利夫 高知県南国市物部乙200-1	平成26年4月1日	西日本電信電話株式会社 高知支店	その他特定の者以外では契約の目的を達成することができないとき(契約事務取扱規則第10条八号)に該当するため。	非公表	1,103,454	—	—	電話に係る役務について供給をうけるものであって、長期継続契約を行っており、かつ需要に適合した供給を行える事業者が一に限られるため。	8	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
後納郵便料	久留米工業高等専門学校 契約担当役 事務部長 辻本 功 福岡県久留米市小森野1-1-1	平成26年4月1日	日本郵便株式会社	その他特定の者以外では契約の目的を達成することができないとき(契約事務取扱規則第10条八号)に該当するため。	非公表	2,712,542	—	—	郵便に関する料金であって、当該業務を提供できる者が一に限られるため。	9	
水道料	久留米工業高等専門学校 契約担当役 事務部長 辻本 功 福岡県久留米市小森野1-1-1	平成26年4月1日	久留米市企業管理者	その他特定の者以外では契約の目的を達成することができないとき(契約事務取扱規則第10条八号)に該当するため。	非公表	6,606,265	—	—	水の供給を受けるもので提供を行う業者が一に限られるため。	8	
ガス料	久留米工業高等専門学校 契約担当役 事務部長 辻本 功 福岡県久留米市小森野1-1-1	平成26年4月1日	久留米ガス株式会社	その他特定の者以外では契約の目的を達成することができないとき(契約事務取扱規則第10条八号)に該当するため。	非公表	5,102,921	—	—	ガスの供給を受けるもので提供を行う業者が一に限られるため。	8	
電気料	久留米工業高等専門学校 契約担当役 事務部長 辻本 功 福岡県久留米市小森野1-1-1	平成26年4月1日	九州電力株式会社	現に契約履行中の工事、製造又は物件の買入れに直接関連する契約を現に履行中の契約者以外の者に履行させることが不利であるとき(契約事務取扱規則第12条一号)に該当するため。	非公表	32,986,934	—	—	競争調達を実施することにより、長期継続契約が解除され、契約額の増加が見込まれるため。	14	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
上水道供給契約	有明工業高等専門学校 契約担当 役 事務部長 浅井 浩文 福岡県 大牟田市東萩尾町150	平成26年4月1日	大牟田市企業局	その他特定の者以外では契約の目的を達成することができないとき(契約事務取扱規則第10条八号)に該当するため。	非公表	3,582,588	—	—	水の供給を受けるもので提供を行う業者が一に限られるため。	8	
電気供給契約	有明工業高等専門学校 契約担当 役 事務部長 浅井 浩文 福岡県 大牟田市東萩尾町150	平成26年4月1日	九州電力株式会社	現に契約履行中の工事、製造又は物件の買入れに直接関連する契約を現に履行中の契約者以外の者に履行させることが不利であるとき(契約事務取扱規則第12条一号)に該当するため。	非公表	31,748,090	—	—	競争調達を実施することにより、長期継続契約が解除され、契約額の増加が見込まれるため。	14	
ポリ塩化ビフェニル廃棄物(特別管理産業廃棄物)処理委託	有明工業高等専門学校 契約担当 役 事務部長 浅井 浩文 福岡県 大牟田市東萩尾町150	平成26年6月9日	日本環境安全事業株式会社 北九州事業所	その他特定の者以外では契約の目的を達成することができないとき(契約事務取扱規則第10条八号)に該当するため。	非公表	110,678,400	—	—	ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物の処理委託であり、提供を行う業者が一に限られるため	12	
電気料	北九州工業高等専門学校 契約担当 役 事務部長 西影 憲二 福岡県 北九州市小倉南区志井5丁目20番1号	平成26年4月1日	九州電力株式会社	現に契約履行中の工事、製造又は物件の買入れに直接関連する契約を現に履行中の契約者以外の者に履行させることが不利であるとき(契約事務取扱規則第12条一号)に該当するため。	非公表	28,426,239	—	—	競争調達を実施することにより、長期継続契約が解除され、契約額の増加が見込まれるため。	14	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
上下水道料	北九州工業高等専門学校 契約担当役 事務部長 西影 憲二 福岡県北九州市小倉南区志井5丁目20番1号	平成26年4月1日	北九州市水道局	その他特定の者以外では契約の目的を達成することができないとき(契約事務取扱規則第10条八号)に該当するため。	非公表	13,919,870	—	—	水の供給を受けるもので提供を行う業者が一に限られるため。	8	
都市ガス料	北九州工業高等専門学校 契約担当役 事務部長 西影 憲二 福岡県北九州市小倉南区志井5丁目20番1号	平成26年4月1日	西部ガス株式会社	その他特定の者以外では契約の目的を達成することができないとき(契約事務取扱規則第10条八号)に該当するため。	非公表	17,883,048	—	—	ガスの供給を受けるもので提供を行う業者が一に限られるため。	8	
電話料	北九州工業高等専門学校 契約担当役 事務部長 西影 憲二 福岡県北九州市小倉南区志井5丁目20番1号	平成26年4月1日	西日本電信電話株式会社	その他特定の者以外では契約の目的を達成することができないとき(契約事務取扱規則第10条八号)に該当するため。	非公表	1,549,893	—	—	電話に係る役務について供給をうけるものであって、長期継続契約を行っており、かつ需要に適合した供給を行える事業者が一に限られるため。	8	
後納郵便料	北九州工業高等専門学校 契約担当役 事務部長 西影 憲二 福岡県北九州市小倉南区志井5丁目20番1号	平成26年4月1日	日本郵便株式会社	その他特定の者以外では契約の目的を達成することができないとき(契約事務取扱規則第10条八号)に該当するため。	非公表	1,996,850	—	—	郵便に関する料金であって、当該業務を提供できる業者が一に限られるため。	9	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
電気料	佐世保工業高等専門学校 契約担当役 事務部長 大園 利則 長崎県佐世保市沖新町1-1	平成26年4月1日	九州電力株式会社	現に契約履行中の工事、製造又は物件の買入れに直接関連する契約を現に履行中の契約者以外の者に履行させることが不利であるとき(契約事務取扱規則第12条一号)に該当するため。	非公表	25,614,794	—	—	競争調達を実施することにより、長期継続契約が解除され、契約額の増加が見込まれるため。	14	
電話料	佐世保工業高等専門学校 契約担当役 事務部長 大園 利則 長崎県佐世保市沖新町1-1	平成26年4月1日	ソフトバンク株式会社	その他特定の者以外では契約の目的を達成することができないとき(契約事務取扱規則第10条八号)に該当するため。	非公表	1,897,453	—	—	電話に係る役務について供給をうけるものであって、長期継続契約を行っており、かつ需要に適合した供給を行える事業者が一に限られるため。	8	
ガス料	佐世保工業高等専門学校 契約担当役 事務部長 大園 利則 長崎県佐世保市沖新町1-1	平成26年4月1日	西部ガス株式会社	その他特定の者以外では契約の目的を達成することができないとき(契約事務取扱規則第10条八号)に該当するため。	非公表	6,151,828	—	—	ガスの供給を受けるもので提供を行う事業者が一に限られるため。	8	
後納郵便料	佐世保工業高等専門学校 契約担当役 事務部長 大園 利則 長崎県佐世保市沖新町1-1	平成26年4月1日	郵便事業株式会社	その他特定の者以外では契約の目的を達成することができないとき(契約事務取扱規則第10条八号)に該当するため。	非公表	2,389,972	—	—	郵便に関する料金であって、当該業務を提供できる者が一に限られるため。	9	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
水道料	佐世保工業高等専門学校 契約担当役 事務部長 大園 利則 長崎県佐世保市沖新町1-1	平成26年4月1日	佐世保市水道局	その他特定の者以外では契約の目的を達成することができないとき(契約事務取扱規則第10条八号)に該当するため。	非公表	5,337,588	—	—	水の供給を受けるもので提供を行う業者が一に限られるため。	8	
PCB廃棄物処理委託業務	佐世保工業高等専門学校 契約担当役 事務部長 大園 利則 長崎県佐世保市沖新町1-1	平成26年5月1日	日本環境安全事業株式会社北九州事業所	その他特定の者以外では契約の目的を達成することができないとき(契約事務取扱規則第10条八号)に該当するため。	非公表	83,220,480	—	—	ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物の処理委託であり、提供を行う業者が一に限られるため	12	
(須屋)PCB廃棄物処理委託	熊本高等専門学校 契約担当役 事務部長 米澤 宏 熊本県八代市平山新町2627	平成26年6月10日	日本環境安全事業株式会社	その他特定の者以外では契約の目的を達成することができないとき(契約事務取扱規則第10条八号)に該当するため。	非公表	37,527,840	—	—	ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物の処理委託であり、提供を行う業者が一に限られるため	12	
郵便料	熊本高等専門学校 契約担当役 事務部長 米澤 宏 熊本県八代市平山新町2627	平成26年4月1日	日本郵便株式会社	その他特定の者以外では契約の目的を達成することができないとき(契約事務取扱規則第10条八号)に該当するため。	非公表	1,598,432	—	—	郵便に関する料金であって、当該業務を提供できる業者が一に限られるため。	9	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
郵便料	熊本高等専門学校 契約担当役 事務部長 米澤 宏 熊本県八代市 平山新町2627	平成26年4月1日	日本郵便株式会社	その他特定の者以外では契約の目的を達成することができないとき(契約事務取扱規則第10条八号)に該当するため。	非公表	1,363,767	—	—	郵便に関する料金であって、当該業務を提供できる者が一に限られるため。	9	
上下水道料	熊本高等専門学校 契約担当役 事務部長 米澤 宏 熊本県八代市 平山新町2627	平成26年4月1日	合志市長	その他特定の者以外では契約の目的を達成することができないとき(契約事務取扱規則第10条八号)に該当するため。	非公表	1,949,023	—	—	水の供給を受けるもので提供を行う業者が一に限られるため。	8	
電気料	熊本高等専門学校 契約担当役 事務部長 米澤 宏 熊本県八代市 平山新町2627	平成26年4月1日	九州電力株式会社	現に契約履行中の工事、製造又は物件の買入れに直接関連する契約を現に履行中の契約者以外の者に履行させることが不利であるとき(契約事務取扱規則第12条一号)に該当するため。	非公表	21,636,276	—	—	競争調達を実施することにより、長期継続契約が解除され、契約額の増加が見込まれるため。	14	
電気料	熊本高等専門学校 契約担当役 事務部長 米澤 宏 熊本県八代市 平山新町2627	平成26年4月1日	九州電力株式会社 八代営業所	現に契約履行中の工事、製造又は物件の買入れに直接関連する契約を現に履行中の契約者以外の者に履行させることが不利であるとき(契約事務取扱規則第12条一号)に該当するため。	非公表	29,336,855	—	—	競争調達を実施することにより、長期継続契約が解除され、契約額の増加が見込まれるため。	14	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
電話料	熊本高等専門学校 契約担当役 事務部長 米澤 宏 熊本県八代市 平山新町2627	平成26年4月1日	西日本電信電話株式会社ビジネスSSC	その他特定の者以外では契約の目的を達成することができないとき(契約事務取扱規則第10条八号)に該当するため。	非公表	1,025,999	—	—	電話に係る役務について供給をうけるものであって、長期継続契約を行っており、かつ需要に適合した供給を行える事業者が一に限られるため。	8	
電気料	大分工業高等専門学校 契約担当役 事務部長 宮崎 正人 大分県 大分市大字牧 1666番地	平成26年4月1日	九州電力株式会社	現に契約履行中の工事、製造又は物件の買入れに直接関連する契約を現に履行中の契約者以外の者に履行させることが不利であるとき(契約事務取扱規則第12条一号)に該当するため。	非公表	24,738,333	—	—	競争調達を実施することにより、長期継続契約が解除され、契約額の増加が見込まれるため。	14	
水道料	大分工業高等専門学校 契約担当役 事務部長 宮崎 正人 大分県 大分市大字牧 1666番地	平成26年4月1日	大分市水道局	その他特定の者以外では契約の目的を達成することができないとき(契約事務取扱規則第10条八号)に該当するため。	非公表	7,151,381	—	—	水の供給を受けるもので提供を行う業者が一に限られるため。	8	
後納郵便料	大分工業高等専門学校 契約担当役 事務部長 宮崎 正人 大分県 大分市大字牧 1666番地	平成26年4月1日	日本郵政株式会社	その他特定の者以外では契約の目的を達成することができないとき(契約事務取扱規則第10条八号)に該当するため。	非公表	1,354,934	—	—	郵便に関する料金であって、当該業務を提供できる者が一に限られるため。	9	



契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
電気料(産業用電力A)	都城工業高等専門学校 契約担当 役 事務部長 武田 篤郎 宮崎県 都城市吉尾町 473-1	平成26年4月1日	九州電力株式会社 都城営業所	現に契約履行中の工事、製造又は物件の買入れに直接関連する契約を現に履行中の契約者以外の者に履行させることが不利であるとき(契約事務取扱規則第12条一号)に該当するため。	非公表	22,409,157	—	—	競争調達を実施することにより、長期継続契約が解除され、契約額の増加が見込まれるため。	14	
電気料(業務用季時別電力A)	都城工業高等専門学校 契約担当 役 事務部長 武田 篤郎 宮崎県 都城市吉尾町 473-1	平成26年4月1日	九州電力株式会社 都城営業所	現に契約履行中の工事、製造又は物件の買入れに直接関連する契約を現に履行中の契約者以外の者に履行させることが不利であるとき(契約事務取扱規則第12条一号)に該当するため。	非公表	4,684,850	—	—	競争調達を実施することにより、長期継続契約が解除され、契約額の増加が見込まれるため。	14	
電話料	都城工業高等専門学校 契約担当 役 事務部長 武田 篤郎 宮崎県 都城市吉尾町 473-1	平成26年4月1日	西日本電信電話株式会社 宮崎支店	その他特定の者以外では契約の目的を達成することができないとき(契約事務取扱規則第10条八号)に該当するため。	非公表	1,543,526	—	—	電話に係る役務について供給をうけるものであって、長期継続契約を行っており、かつ需要に適合した供給を行える事業者が一に限られるため。	8	
郵便料	都城工業高等専門学校 契約担当 役 事務部長 武田 篤郎 宮崎県 都城市吉尾町 473-1	平成26年4月1日	日本郵便株式会社	その他特定の者以外では契約の目的を達成することができないとき(契約事務取扱規則第10条八号)に該当するため。	非公表	1,530,448	—	—	郵便に関する料金であって、当該業務を提供できる者が一に限られるため。	9	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
PCB廃棄物処理	都城工業高等専門学校 契約担当役 事務部長 武田 篤郎 宮崎県都城市吉尾町473-1	平成26年4月1日	日本環境安全事業株式会社北九州事業所	その他特定の者以外では契約の目的を達成することができないとき(契約事務取扱規則第10条八号)に該当するため。	非公表	84,067,200	—	—	ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物の処理委託であり、提供を行う業者が一に限られるため	12	
電気料	鹿児島工業高等専門学校 契約担当役 事務部長 大島 英夫 鹿児島県霧島市隼人町真孝1460-1	平成26年4月1日	九州電力株式会社霧島営業所	現に契約履行中の工事、製造又は物件の買入れに直接関連する契約を現に履行中の契約者以外の者に履行させることが不利であるとき(契約事務取扱規則第12条一号)に該当するため。	非公表	28,664,300	—	—	競争調達を実施することにより、長期継続契約が解除され、契約額の増加が見込まれるため。	14	
都市ガス料	鹿児島工業高等専門学校 契約担当役 事務部長 大島 英夫 鹿児島県霧島市隼人町真孝1460-1	平成26年4月1日	国分隼人ガス株式会社	その他特定の者以外では契約の目的を達成することができないとき(契約事務取扱規則第10条八号)に該当するため。	非公表	8,546,133	—	—	ガスの供給を受けるもので提供を行う業者が一に限られるため。	8	
電話料	鹿児島工業高等専門学校 契約担当役 事務部長 大島 英夫 鹿児島県霧島市隼人町真孝1460-1	平成26年4月1日	西日本電信電話株式会社鹿児島支店	その他特定の者以外では契約の目的を達成することができないとき(契約事務取扱規則第10条八号)に該当するため。	非公表	2,133,314	—	—	電話に係る役務について供給をうけるものであって、長期継続契約を行っており、かつ需要に適合した供給を行える事業者が一に限られるため。	8	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
後納郵便料	鹿児島工業高等専門学校 契約担当役 事務部長 大島 英夫 鹿児島県霧島市隼人町真孝1460-1	平成26年4月1日	日本郵便株式会社	その他特定の者以外では契約の目的を達成することができないとき(契約事務取扱規則第10条八号)に該当するため。	非公表	2,897,232	—	—	郵便に関する料金であって、当該業務を提供できる者が一に限られるため。	9	
上下水道料	鹿児島工業高等専門学校 契約担当役 事務部長 大島 英夫 鹿児島県霧島市隼人町真孝1460-1	平成26年4月1日	霧島市霧島市長	その他特定の者以外では契約の目的を達成することができないとき(契約事務取扱規則第10条八号)に該当するため。	非公表	4,754,500	—	—	水の供給を受けるもので提供を行う業者が一に限られるため。	8	
2014年度技術者教育プログラム認定継続審査料	鹿児島工業高等専門学校 契約担当役 事務部長 大島 英夫 鹿児島県霧島市隼人町真孝1460-1	平成26年5月28日	一般社団法人日本技術者教育認定機構	その他特定の者以外では契約の目的を達成することができないとき(契約事務取扱規則第10条八号)に該当するため。	非公表	1,350,000	—	—	技術者教育プログラム認定の審査を受けるもので、提供を行う業者が一に限られるため。	12	
ポリ塩化ビフェニル廃棄物(特別管理産業廃棄物)処理委託	鹿児島工業高等専門学校 契約担当役 事務部長 大島 英夫 鹿児島県霧島市隼人町真孝1460-1	平成26年6月11日	日本環境安全事業株式会社北九州事業所	その他特定の者以外では契約の目的を達成することができないとき(契約事務取扱規則第10条八号)に該当するため。	非公表	74,632,320	—	—	ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物の処理委託であり、提供を行う業者が一に限られるため	12	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
後納郵便料	沖縄工業高等専門学校 契約担当 役 事務部長 仲地 善則 沖縄県名護市辺野古905番地	平成26年4月1日	日本郵便公社	その他特定の者以外では契約の目的を達成することができないとき(契約事務取扱規則第10条八号)に該当するため。	非公表	2,665,683	—	—	郵便に関する料金であって、当該業務を提供できる者が一に限られるため。	9	
電気料	沖縄工業高等専門学校 契約担当 役 事務部長 仲地 善則 沖縄県名護市辺野古905番地	平成26年4月1日	沖縄電力株式会社	現に契約履行中の工事、製造又は物件の買入れに直接関連する契約を現に履行中の契約者以外の者に履行させることが不利であるとき(契約事務取扱規則第12条一号)に該当するため。	非公表	46,155,814	—	—	競争調達を実施することにより、長期継続契約が解除され、契約額の増加が見込まれるため。	14	
上下水道	沖縄工業高等専門学校 契約担当 役 事務部長 仲地 善則 沖縄県名護市辺野古905番地	平成26年4月1日	名護市	その他特定の者以外では契約の目的を達成することができないとき(契約事務取扱規則第10条八号)に該当するため。	非公表	3,250,896	—	—	水の供給を受けるもので提供を行う業者が一に限られるため。	8	
放送受信契約	本部事務局 契約担当 役 事務局長 後藤 宏平 東京都八王子市東浅川町701-2	平成26年4月1日	日本放送協会	その他特定の者以外では契約の目的を達成することができないとき(契約事務取扱規則第10条八号)に該当するため。	非公表	16,943,539	—	—	放送法第64条に基づく契約であり、受信料の支払のため。	1	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
電気料	本部事務局 契約担当役 事務局 長 後藤 宏平 東京都八王子市東浅川町701-2	平成26年4月1日	東京電力株式会社	現に契約履行中の工事、製造又は物件の買入れに直接関連する契約を現に履行中の契約者以外の者に履行させることが不利であるとき(契約事務取扱規則第12条一号)に該当するため。	非公表	4,023,861	—	—	競争調達を実施することにより、長期継続契約が解除され、契約額の増加が見込まれるため。	14	
電話料	本部事務局 契約担当役 事務局 長 後藤 宏平 東京都八王子市東浅川町701-2	平成26年4月1日	東日本電信電話株式会社 東京支店	その他特定の者以外では契約の目的を達成することができないとき(契約事務取扱規則第10条八号)に該当するため。	非公表	5,718,763	—	—	電話に係る役務について供給をうけるものであって、長期継続契約を行っており、かつ需要に適合した供給を行える事業者が一に限られるため。	8	
後納郵便料	本部事務局 契約担当役 事務局 長 後藤 宏平 東京都八王子市東浅川町701-2	平成26年4月1日	日本郵便株式会社	その他特定の者以外では契約の目的を達成することができないとき(契約事務取扱規則第10条八号)に該当するため。	非公表	4,865,708	—	—	郵便に関する料金であって、当該業務を提供できる者が一に限られるため。	9	

〔記載要領〕

1. 本表は、「随意契約見直し計画」の対象となっている契約を対象とすること。
2. 本表は、平成26年度第1四半期に締結した契約のうち、平成27年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないものについて、当該契約ごとに記載すること。
3. 本表は、「公共調達の適正化について」(平成18年8月25日付財計第2017号)記3. の記載方法に準じて記載すること。
4. 「随意契約によらざるを得ない事由」欄は、可能な限り具体的に記載する。「随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分」欄は、別添の「随意契約事由別 類型早見表」の類型区分(1～12)の番号を記載する。その他以下に該当する番号を記載する。
  - ・緊急の必要により競争に付することができない場合「13」
  - ・競争に付することが不利と認められる場合「14」
  - ・秘密の保持が必要とされている場合「15」
  - ・競争に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札をしても落札者がいない場合「16」
  - ・特例政令に相当する規定に該当する場合「17」
  - ・国において定める随意契約の限度額を超える契約で、法人の定める限度額を下回る契約については「18」
  - ・その他、類型区分に分類できないものについては「19」